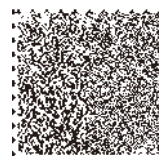


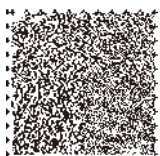
第6期西東京市障害福祉計画・ 第2期西東京市障害児福祉計画

計画期間：令和3年度から令和5年度まで



令和3年3月
西東京市





はじめに

平成13年（2001年）1月21日に誕生した西東京市は、本年20周年を迎え、誕生当時は約18万であった人口が、20万人を超えるまでに成長し「皆様に選ばれるまち」として発展してまいりました。これもひとえに、市民の皆様をはじめ、関係するすべての皆様、お一人おひとりのご尽力の賜物であり、西東京市を築き上げてこられたすべての皆様に、心からの敬意とともに、深く感謝を申し上げます。

これまで障害福祉分野においては、「障害者基本計画」及び「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」に基づき、令和2年10月に相談支援センター・えぽっくを基幹相談支援センターとして位置付け、相談機能の強化に着手し、令和3年5月に泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備において、多機能型の事業所が開設する運びとなるなど、障害福祉の充実に取り組んでまいりました。

本計画の策定に当たり、令和元年度において、障害のある方やそのご家族、事業者等へのアンケートやヒアリング調査を実施いたしました。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、これまでになく困難な策定作業となりましたが、アンケートやヒアリング調査の結果、前計画の実施状況の確認、地域の実情等を踏まえて検討を重ねてまいりました。

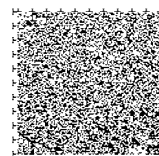
本計画では、「障害のある人が、その生涯にわたって個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくり」を基本理念とした「障害者基本計画」と調和を保ちながら、障害福祉サービスの見込み量及びその確保のための方策を定め、その充実に努めるとともに、障害のある方もない方も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指して、市民の皆様お一人おひとりの声を伺いながら取り組んでまいります。

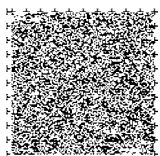
結びに、本計画の策定にご尽力いただきました、西東京市地域自立支援協議会及び同計画策定部会の委員の皆様をはじめ、計画策定の過程において貴重なご意見を賜りました多くの市民の皆様、関係機関、団体・事業者の皆様に心より深謝申し上げます。

令和3年3月

西東京市長

池澤隆史





目 次

第1章 計画の策定に当たって 1

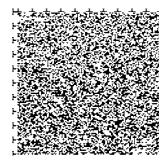
1 計画策定の背景	1
（1）障害福祉計画・障害児福祉計画の法的根拠	2
（2）障害福祉に関する制度改正等の動向	3
（3）本市における計画の位置付け	5
2 計画期間	5
3 計画の対象	6

第2章 計画の基本方針 7

1 課題整理	7
（1）障害のある子どもへの支援の充実に関する施策	7
（2）地域で安心して暮らせるまちづくりに関する施策	7
（3）相談支援体制の充実に関する施策	8
（4）障害のある人の社会参加の推進に関する施策	8
（5）障害のある人の高齢化への対応に関する施策	8
2 今後3年間の重点推進項目	9
3 国の基本指針に基づく指標	15

第3章 障害福祉サービスの見込み量と確保策 17

1 介護給付	18
（1）訪問系サービス	18
（2）短期入所（福祉型・医療型）	20
（3）療養介護	22
（4）生活介護	23
（5）施設入所支援	24
2 訓練等給付	25
（1）自立訓練（機能訓練・生活訓練）	25
（2）就労移行支援	27
（3）就労継続支援（A型・B型）	28
（4）就労定着支援	30
（5）自立生活援助	31
（6）共同生活援助	32
3 相談支援	33
（1）計画相談支援	33
（2）地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	34



第4章 障害児通所支援の見込み量と確保策..... 36

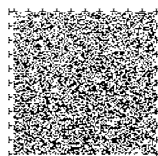
1 障害児通所支援	37
（1）児童発達支援	37
（2）医療型児童発達支援	38
（3）放課後等デイサービス.....	39
（4）保育所等訪問支援	40
（5）居宅訪問型児童発達支援	41
2 相談支援	42
（1）障害児相談支援	42

第5章 地域生活支援事業の見込み量と確保策..... 43

1 必須事業	44
（1）移動支援事業	44
（2）地域活動支援センター	45
（3）相談支援事業	46
（4）日常生活用具給付等事業	47
（5）意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業）	48
（6）手話奉仕員養成研修事業	50
（7）理解促進研修・啓発事業	50
（8）自発的活動支援事業	51
（9）成年後見制度利用支援事業	51
2 任意事業	52
（1）在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業	52
（2）日中一時支援事業	53
（3）生活サポート事業	54
（4）障害者スポーツ支援事業（社会参加促進事業）	55

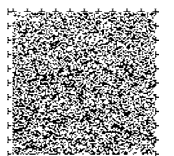
第6章 障害福祉計画・障害児福祉計画の着実な推進に向けて..... 56

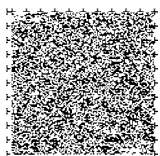
1 障害福祉サービス・障害児通所支援の提供体制の整備	56
（1）障害福祉サービスや支援に関する情報周知の拡充	56
（2）庁内の関係部署との連携や庁外の関係機関との協働による社会資源の活用.....	56
（3）財源の確保	56
（4）障害福祉サービスを担う人材の確保・定着、育成支援.....	57
（5）障害福祉サービスの質の向上	57
（6）多様な支援ニーズや生活課題への対応力の向上	57
2 新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への対応	58
3 PDCA サイクルによる進捗管理	58



1 計画の策定経緯	59
(1) アンケート調査・ヒアリング調査の実施.....	59
(2) 西東京市地域自立支援協議会委員名簿.....	61
(3) 令和2年度 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会委員名簿	62
(4) 西東京市地域自立支援協議会（計画策定部会）の実施.....	63
(5) パブリックコメント等の実施	64
2 手帳所持者等の推移	65
(1) 本市の障害者数の推移.....	65
(2) 身体障害者（児）の状況.....	66
(3) 知的障害者（児）の状況.....	68
(4) 精神障害者（児）の状況.....	69
(5) 難病患者の状況	70
3 児童・生徒等の推移	71
(1) 特別支援教育を必要とする小学生の状況.....	71
(2) 特別支援教育を必要とする中学生の状況.....	73
(3) 特別支援学校に通う児童・生徒の状況.....	74
4 市内の障害福祉関連施設の推移	75
5 アンケート調査・ヒアリング調査の結果	76
(1) 障害のある人及びその介助者の高齢化.....	76
(2) 子どもの学校などの生活の課題	77
(3) 障害のある人が仕事をする上での課題.....	77
(4) 障害福祉サービスの利用状況と今後の意向.....	78
(5) 障害及び障害者理解の状況.....	78
(6) 障害福祉施策に対する理解と評価	79
(7) 当事者団体、家族会等の活動団体の意見.....	80
(8) 市内の障害福祉サービス事業者の意見.....	80
6 用語集	82

文章中で※が表記されている用語は、
巻末の「資料編6 用語集」に詳しい説明を掲載しています。





第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

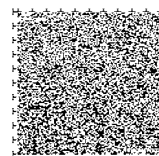
本市では、平成26年3月に、西東京市第2次総合計画を策定し、『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』という、基本理念をかなえるために、「みんなでつながり支えあうまち」「豊かで明るい活気あるまち」「安全・安心でほっとやすらぐまち」「ひと・もの・ことが育ち活かされるまち」の4つの理想のまち〔将来像〕を掲げました。

また、将来にわたって「住み続けたいまち」「住みたいまち」としての価値を高めるため、「健康」応援都市の実現を目指しています。

一方、わが国では、平成26年の障害者の権利に関する条約の批准（平成19年に署名）を契機に、障害福祉のあり方を、基本的人権を享有する個人としての尊厳を重視した生活の実現に向けた支援へと転換させました。さらに、障害の有無や性別・年齢の差にかかわらず、人と人、人と資源が世代や分野を越えて丸ごとつながる「地域共生社会[※]」の実現に向けた制度改正を行ってきました。

平成25年に施行された「障害者総合支援法」は、それまでの障害福祉サービスの提供体制を見直しました。難病患者を支援対象として明確化することや、地域生活支援事業の追加に伴い市町村事業が強化されました。また、平成30年に施行された「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正」に伴い、障害のある人の地域生活への移行を支える新サービスの創設や、障害児福祉計画の策定による障害のある子どもやその保護者への支援の充実が図られてきました。

本市においても、平成30年3月に「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの拡充や相談支援体制の強化、ライフステージ[※]に応じた支援体制の実現を図ってきました。さらに、平成31年に策定した「第4期西東京市地域福祉計画」、同年に見直した「西東京市障害者基本計画」では、「西東京市版地域共生社会」の実現を目指して、障害福祉分野においても障害や障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人が地域で安心して健康的に暮らせる環境づくりに取り組んできました。



令和2年1月以降に発生した、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活に大きな影響を及ぼしました。本市では、障害福祉サービス事業者が障害福祉サービスを継続して実施するために、事業の運営及びPCR検査等に要する費用の一部を補助しました。また、在宅で障害のある人を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合においても、障害のある人が住み慣れた地域で生活を継続し、り患した家族等が安心して療養又は治療に専念できる環境を整えるため、障害のある人が緊急一時的に利用できる施設等の確保や支援員等を配置する体制を整備し、障害福祉サービスの維持・継続を図ってきました。

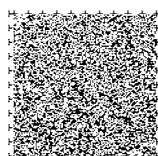
この度、「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」の計画期間満了に伴い、これまでの本市における障害福祉の取組の評価を行い、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、不足している障害福祉サービスや支援の拡充・強化を図るための、「第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画」を策定しました。

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の法的根拠

障害福祉計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の第88条第1項に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する市町村障害福祉計画として、本市における障害福祉サービス等の見込み量を定めるものです。

また、障害児福祉計画は、「児童福祉法」の第33条の20第1項に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する市町村障害児福祉計画として、本市における障害児通所支援等の見込み量を定めるものです。

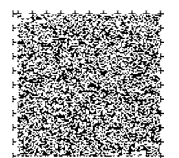
本計画は、これら2つの計画を一体のものとして策定し、障害のある人やその保護者・介助者に対して、乳幼児期から高齢期に至るまでの生涯にわたる切れ目のない障害福祉サービスや地域生活への支えを提供することを目指します。



(2) 障害福祉に関する制度改正等の動向

近年の障害福祉をめぐる主な制度等の改正は次のとおりです。

平成 18年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者自立支援法」 施行 ・身体・知的・精神の3障害のサービスが一元化 ・障害程度区分の導入 等 	
平成 19	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者の権利に関する条約」 署名 (批准は平成26年) ・障害者の市民的・政治的権利、アクセシビリティの確保、教育・労働・雇用等を保障 ・障害に基づく差別を禁止 等 	
平成 22	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性」 閣議決定 ・障害の有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現の明記 	
平成 23～ 24	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者自立支援法等の改正」 施行 ・発達障害を支援対象として明確化 ・グループホームの利用助成 ・応能負担原則への見直し ・支給決定プロセスの見直し 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者基本法改正」 施行 ・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を明記
	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法」 施行 ・難病患者を支援対象として明確化 ・ケアホームとグループホームの統合 ・地域生活支援事業の追加 ・重度訪問介護の範囲拡大 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第3次障害者基本計画」 閣議決定 ・5箇年計画に変更 ・基本原則の見直し ・安心・安全、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮 等
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者の権利に関する条約」 批准 	
平成 26 平成 28	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者差別解消法」 施行 ・不当な差別的扱いの禁止 ・合理的配慮の提供義務 等
	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正」 施行 ・医療的ケアを要する障害児への適切な支援体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「発達障害者支援法改正」 施行 ・発達障害の定義の改正と理解促進 ・発達障害者への切れ目のない支援体制 等
	<ul style="list-style-type: none"> ●「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」 策定 ・サービスの新設（就労定着支援など） ・精神障害に対応した地域包括ケアの構築 ・地域生活支援拠点等の整備 ・障害児サービスの提供体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第4次障害者基本計画」 策定 ・障害者の権利擁護の推進 ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ・障害特性に配慮したきめ細かい支援 等
平成 30	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法」の対象疾病の拡大(第5次) ・359疾病→361疾病 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 ・精神障害のある就労者の法定雇用率への算定基礎に加算
		<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 ・所定労働時間が週10～20時間の障害者を雇用する事業主への給付制度 ・優良事業所の認定制度 等
令和 2		



また、国では、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に関わる基本方針の見直しに当たり、以下の点を主な見直しの視点としています。

① 障害のある人の地域での生活を支える支援の充実

- ・施設入所等からの地域生活への移行を支える障害福祉サービスの提供体制の確保
- ・「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みや、制度の垣根を越えた柔軟なサービス提供体制の確保
- ・障害福祉サービスを担う人材の確保に向けた関係機関との連携
- ・障害のある人の社会参加の促進に向けた、多様な余暇、地域活動の推進

② 障害福祉サービスの提供体制の拡充

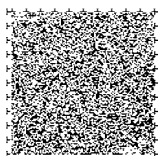
- ・地域生活支援拠点等[※]の整備と機能の充実
- ・福祉施設から一般就労[※]への移行等の促進と、移行後の就労先での定着支援の充実
- ・強度行動障害や高次脳機能障害[※]を有する障害のある人に対する適切な支援体制の整備
- ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策における、理解促進や相談支援体制の充実等に向けた関係機関の連携強化

③ 相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センター[※]の設置と機能の充実とともに、地域における相談支援体制の評価や検証を踏まえた、適切な相談支援体制の検討
- ・障害のある人の地域生活への移行に向けた、計画相談等の提供体制の確保
- ・発達障害[※]者や発達障害児（及びその家族等）に対する支援体制の確保

④ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・児童発達支援センター[※]の設置及び相談体制の拡充による、地域における発達支援の中核的な支援拠点の整備
- ・保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との連携強化による、切れ目のない円滑な障害児支援の提供体制の確保
- ・保育所等訪問支援事業所や障害児通所支援事業所等と地域の子育て支援関係機関の連携強化等による障害児の地域社会への参加の推進
- ・重症心身障害児[※]及び医療的ケア[※]の必要な子ども等の、特別な支援が必要な障害児に関する実態把握の充実と必要な支援体制の整備
- ・障害や発達に不安がある段階から、発達に不安のある児童・生徒やその保護者に対する継続的な相談支援体制の構築

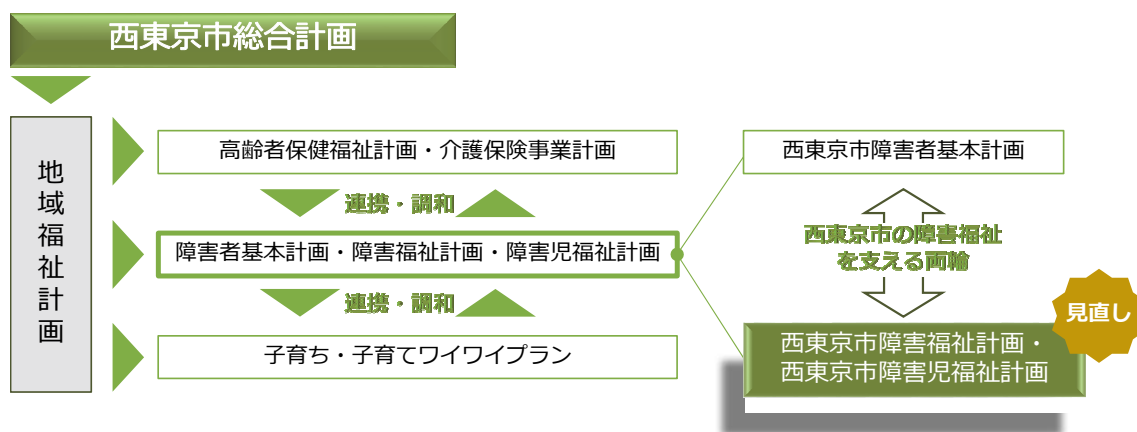


(3) 本市における計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービスの見込み量を定める市町村計画に位置付けられています。

本市では、本計画のほかに、障害者基本法第 11 条に基づく「西東京市障害者基本計画」を定めており、障害福祉サービスの見込み量を定める本計画と調和を保ちながら、市における障害福祉施策を推進しています。

また、本市における福祉施策の分野横断的な計画として、社会福祉法第 107 条に基づく「西東京市地域福祉計画」を定めており、介護や子育て、健康づくり等の関連計画との連携を図りながら「地域共生社会」の実現を目指しています。

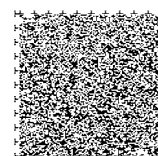


2 計画期間

本計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間としています。

	平成					令和							
	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	元 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026
総合計画	第 2 次 (前期)					第 2 次 (後期)					第 3 次 (前期)		
地域福祉計画	第 3 期					第 4 期					第 5 期		
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第 6 期		第 7 期			第 8 期			第 9 期				
障害者基本計画	(前期)					(後期)					(前期)		
西東京市 障害福祉計画	第 4 期		第 5 期			第 6 期			第 7 期				
西東京市 障害児福祉計画	第 1 期				第 2 期			第 3 期					
子育て・子育て ワイワイプラン	第 2 期												

西東京市版地域包括ケアシステムの完成

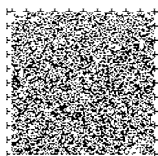


3 計画の対象

本市では、これまでも障害者手帳所持者や障害福祉サービス対象者に限らず、障害や発達に不安がある人やその家族等も支援の対象としてきました。

近年、障害者総合支援法の改正等に伴い、指定難病の拡大、発達障害や高次脳機能障害への支援、医療的ケアを必要とする人や子どもへの支援等、支援を求める人の背景は多様になってきています。

障害福祉サービスの利用の状況に着目するだけでなく、社会的障壁※によって日常生活に生きづらさを感じている市民の不安や不満を解消することを目的に、障害福祉施策を推進していきます。



第2章 計画の基本方針

1 課題整理

「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」の進捗状況の把握と、本市の障害のある人の生活状況や課題を整理するために、令和元年度に障害のある人へのアンケート調査と、障害者団体や障害福祉サービス事業者等の関係機関へのヒアリング調査を実施しました。

また、令和2年度に関係部署に対する障害福祉施策や関連事業の取組状況の庁内調査を行い、障害のある人自身のご意見を含め、多くの視点から本市の障害福祉施策の課題を整理しました。

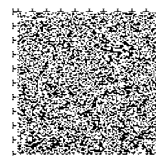
なお、令和元年度実施のアンケート調査・ヒアリング調査の結果概要は76ページに記載しています。

(1) 障害のある子どもへの支援の充実に関する施策

- ・アンケート結果によると、障害児通所支援への満足度は「不満・やや不満」が48.4%と、「満足・やや満足」を上回っており、不満の解消・満足度の向上に向けた取組が必要になります。
- ・市内の児童発達支援に対する利用ニーズ把握及び今後の方向性について、「ステップアップ・プラン[※]」として整理しましたが、児童発達支援センターの設置については、引き続き調整が必要です。
- ・泉小学校跡地での事業所整備によって、ショートステイの受け皿の確保等は行ったものの、児童発達支援事業所や障害のある子どもを受け入れ可能なショートステイやレスパイト[※]施策が依然として不足しています。
- ・事業所間における連携や市との情報共有の仕組みを更に充実し、多様な障害のある子どもへの対応力や、事業実施に向けた協力体制を強化する必要があります。

(2) 地域で安心して暮らせるまちづくりに関する施策

- ・アンケート結果によると、障害福祉サービスへの満足度は「満足・やや満足」が23.4%と、「不満・やや不満」を上回っています。
- ・一方で、過去1年間の障害を理由とした差別や偏見を受けた経験については、「たまに感じる・いつも感じる」が障害のある人で31.6%、障害のある子どもでは71.1%となっており、差別解消に向けた取組が必要です。
- ・地域生活支援拠点等を中心とした、本市における障害のある人の地域生活の充実に向けた議論や、事業所間の情報共有、連携等が十分になされていません。基幹相談支援センターと地域活動支援センター[※]との連携強化を中心とした取組が必要です。
- ・生活介護や就労継続支援等の、障害のある人の地域生活に不可欠な日中活動支援に関する障害福祉サービスが不足しています。
- ・障害に対する差別や偏見について、特定の場所や年代において差別を受けていると感じる人が増えており、地域全体の課題解決に向けた理解促進が必要となります。



(3) 相談支援体制の充実に関する施策

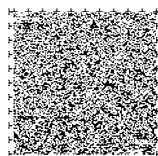
- ・アンケート結果によると、相談支援センター・えぼっく（令和2年10月から基幹相談支援センター）の認知度は20.2%となっており、認知度の向上と利用促進の取組が必要です。
- ・相談支援センター・えぼっくの基幹相談支援センター化により、市直営の基幹型との2つの基幹相談支援センターにおける役割の明確化と3つの地域活動支援センターとの連携、各相談支援事業所のバックアップ等、市内全体の相談ネットワーク体制の整備及び強化とともに専門性の向上を図る必要があります。
- ・相談支援や障害福祉サービスに関する情報を入手することが困難な、障害のある人やその家族に対する支援が不足しています。
- ・障害福祉サービスの利用の有無にかかわらず、地域での生活等に困った人が活用しやすい情報入手方法を検討し、実践していく必要があります。

(4) 障害のある人の社会参加の推進に関する施策

- ・アンケート結果によると、65歳未満の就労率は51.4%となっており、就労を希望する人の支援や就労環境の整備が必要になります。
- ・また、地域における居心地の良い場所の有無については、18歳以上で居心地の良い場所が「ある」と回答した人は17.0%となっており、地域の様々な主体における居場所づくりが必要です。
- ・利用者の障害特性の多様化に対して、福祉的就労の場における対応力の強化が必要です。
- ・就労移行支援や就労定着支援の活用を促進させ、一般就労に向けた選択肢の更なる拡大が必要です。
- ・就労以外の地域における活動や個人の趣味の活動を充実させ、障害のある人が多様な選択肢の中から地域での過ごし方を選べる環境づくりが必要です。

(5) 障害のある人の高齢化への対応に関する施策

- ・介護分野における地域包括ケアシステム[※]の構築との整合を図りながら、障害のある高齢者の地域生活と支援体制の構築をすることについての検討や協議が不十分です。
- ・介護サービス事業所やその従事者と障害福祉サービス事業所やその従事者の連携や情報共有を進め、地域資源を活用した類似するサービスの整備、均一化やスムーズなサービス移行を図る必要があります。



2 今後3年間の重点推進項目

アンケート調査・ヒアリング調査の結果や「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」における課題の整理と検討結果、さらに、平成30年度に改定を行った「西東京市障害者基本計画」における令和元年度から令和5年度の基本理念・基本指針・重点推進項目を踏まえて、次の5つの項目を3年間の重点推進項目として設定し、継続して計画を推進していきます。

重点推進項目1 障害のある子どもへの支援を充実します

- 児童発達支援センターの設置及び新規事業所との連携
- 重症心身障害児・医療的ケア児・発達障害児等への支援の充実
- 利用しやすい施設に向けた連携の強化

重点推進項目2 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

- 日中活動の場の充実
- 地域生活支援拠点等を中心とした切れ目のない地域生活への支援の拡充
- 地域の多様な主体を巻き込んだ障害理解の促進

重点推進項目3 相談支援体制を充実します

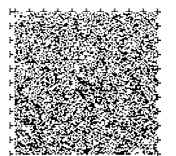
- 相談支援体制の拡充
- 様々な困難を抱えている人への情報提供支援
- 市民にとってわかりやすい情報発信

重点推進項目4 障害のある人の社会参加を推進します

- 多様な障害に対応できる就労支援体制の構築
- 庁内における障害のある人の就労機会創出
- 多様な社会参加の場づくり

重点推進項目5 障害のある人の重度化・高齢化への支援を充実します

- サービス移行についての丁寧な情報提供と移行準備の充実
- 障害福祉と介護保険の連携強化



重点推進項目 1 障害のある子どもへの支援を充実します

●児童発達支援センターの設置及び新規事業所との連携

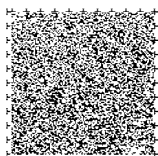
- ・児童発達支援センターを設置し、センターを中心として、障害のある子どもや発達に不安を抱える保護者を支えるために、関係機関との連携体制を充実させます。
- ・既存事業所に加えて、今後、開設される児童発達支援事業所とも連携を図り、地域における発達支援に関わる環境を整えます。

●重症心身障害児・医療的ケア児・発達障害児等への支援の充実

- ・市内の重症心身障害児や医療的ケア児の実態や支援体制を把握し、地域課題の分析を行い、必要な障害福祉サービスが受けやすくなるよう、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図っていきます。
- ・重症心身障害児在宅レスパイト[※]事業の実施に向けて、利用ニーズの把握と実施体制の確保に取り組んでいきます。
- ・医療的ケア児支援に関わるコーディネート機能を充実させ、子どもの成長に伴う切れ目のない支援体制の構築を進めていきます。
- ・発達障害のある子どもの保護者への支援であるペアレントメンター[※]事業や、障害のある子どもの保護者を対象としたピアカウンセリング[※]事業の周知を図り、子どもの発達や成育に悩みや課題を抱えている保護者を支援していきます。

●利用しやすい施設に向けた連携の強化

- ・事業所連絡会等をはじめとする、既存の事業所間における情報共有や課題解決のための連携体制を強化し、障害のある子どもや保護者が利用しやすい施設づくりに向けた質の向上を図っていきます。
- ・庁内の関係部署と連携を図り、既存の地域資源を活用した障害児通所支援事業等の実施の可能性を検討していきます。



重点推進項目 2 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

●日中活動の場の充実

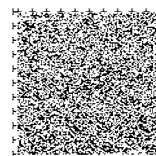
- ・泉小学校跡地における施設整備により、日中サービス支援型指定共同生活援助[※]の体制を構築することで、住み慣れた地域における生活を希望する利用者に対し、包括的な支援の場の確保に取り組みます。
- ・日中活動サービスを必要とする人への支援の拡充に向けて、本市における障害のある人の地域生活のあり方等を検討し、生活介護や就労継続支援等の拡充に向けて、既存事業所の活用や新規事業所の確保等を行い、地域全体で支える障害福祉サービス提供体制を整備します。

●地域生活支援拠点等を中心とした切れ目のない地域生活への支援の拡充

- ・障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後[※]」を見据え、住み慣れた地域で障害のある人やその家族が安心して生活することができるように、障害のある人を支える多様な資源を結び付け、地域における障害福祉サービス事業所間の連携体制を構築し、地域が丸となって、抱えている課題に向き合い解決を図るための地域生活支援拠点等の整備を進めていきます。また、泉小学校跡地の障害者福祉施設においては、一定の機能を持たせ、社会資源をつなぐ有機的なネットワークを整備します。
- ・相談支援センター・えぼっくの基幹相談支援センター化により、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの体制強化に加え、市内にある3つの地域活動支援センターがそれぞれの特性を生かしながら連携し、各相談支援事業所等の後方支援を行いながら、地域生活支援拠点等の面的整備を図り、障害のある人への適切な支援を進めていきます。

●地域の多様な主体を巻き込んだ障害理解の促進

- ・地域の住民活動団体や、飲食店・商業施設・不動産業者・交通事業者等、障害のある人が安心して地域で生活するために必要な関係機関等への普及啓発の促進を強化し、地域における障害のある人に対する理解促進のための情報共有や研修等を実施するなど、取組を拡充していきます。
- ・障害者サポーター養成講座においては、より多くの市民に対し、理解促進を図るため、地域コミュニティレベルでの実施とともに、中級編の受講者の活用等を検討していきます。
- ・中学校等で実施している障害理解のための出前講座等を更に拡充するとともに、子どもたちを含む多くの市民に対して障害や障害のある人に対する偏見や差別を生まないための知識や理解を身に付けてもらうため、庁内の関係部署や庁外の関係機関と連携し、多角的な理解促進活動を充実させていきます。



重点推進項目3 相談支援体制を充実します

●相談支援体制の拡充

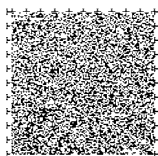
- ・本市が目指す全世代型の「西東京市版地域共生社会」の実現に向けて、年齢や生活状況を問わず、市民が自身の選択や希望に応じた適切な支援を受けられるように、高齢福祉分野や児童福祉分野等の関係機関と連携し、全世代型地域包括ケアシステム[※]を見据えた包括的な相談支援体制の構築を目指します。
- ・障害福祉の支援の要である「相談」について、手帳所持者数が増加する中でも、一人ひとりの状況に応じたわかりやすい情報提供を行うとともに、盤石な基盤整備と質の向上を図るため、ケースワーカー制の導入を検討します。また、相談者に寄り添い伴走しながら、将来必要となる支援や障害福祉サービスを提供できる体制について検討していきます。
- ・障害のある当事者同士が、お互いに対等な立場で話を聞き合う機会を構築します。
- ・地域生活支援拠点等の整備に伴い、地域における相談支援体制の見直しを図り、市民にとってわかりやすい相談窓口の情報提供を行い、適切な支援体制の整備を進めていきます。
- ・発達障害や難病に関する市内の相談支援体制の強化を図り、必要に応じて東京都や医療機関と連携して相談支援の質の向上を図っていきます。

●様々な困難を抱えている人への情報提供支援

- ・経済的な困窮や、子育て、高齢者家族の介護といったダブルケアを行う人やヤングケアラー等介護をする人の負担等、難しい生活課題を抱えている障害のある人やその家族に対して、関係機関や庁内の関係部署と連携し、市からの情報提供や積極的な訪問相談等を行い、必要な支援につなげていきます。

●市民にとってわかりやすい情報発信

- ・令和元年度に見直した「障害者のしおり」をはじめ、市の障害福祉サービスに関するホームページ等を見直しを行い、障害の特性や年齢等にかかわらず、あらゆる人にとってわかりやすい情報発信に努めていきます。
- ・障害福祉の中心となる基幹相談支援センターや地域活動支援センター等に関する情報は、市の広報等庁内の関係部署で発行する広報物を通じて積極的に発信するよう働きかけていきます。
- ・障害のある人のICT[※]活用に向けた教室の開催等を拡充させ、障害のある人が主体的に情報取得を行うための支援を充実します。



重点推進項目4 障害のある人の社会参加を推進します

●多様な障害に対応できる就労支援体制の構築

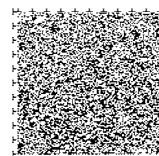
- ・発達障害や医療的ケアの必要性等、多様化している障害に対して、就労支援体制の対応力を向上させ、より多くの人々が、希望する就労環境で働くことができるよう、事業所と連携し支援体制の強化に取り組みます。
- ・障害のある人が必要とする障害福祉サービスも多様化してきている中で、円滑に支援を提供できるよう、就労支援センター・一歩や、基幹相談支援センター・えぼっく、障害福祉サービス事業所等、関係機関の連携の強化を図っていきます。

●市内における障害のある人の就労機会創出

- ・市内における障害のある人の会計年度任用職員としての雇用について、引き続き、人事採用部門と連携した採用活動の促進に努めていきます。
- ・他の自治体における障害者雇用と活躍の場づくりに関する先進的な取組の調査・研究を行い、市内における障害者雇用のあり方に関する見直しを進めるとともに、就労訓練の場の創出を検討します。

●多様な社会参加の場づくり

- ・障害者スポーツ支援事業等、既存の地域生活支援事業の充実を図るとともに、障害者アートや作品展といった文化・芸術活動の機会の創出を進めていきます。
- ・障害や障害のある人への理解促進、居場所づくり等に関する市民の主体的な活動の活性化を目指して、市内の関係部署と連携し、活動への支援や協働を実現する体制を整えていきます。



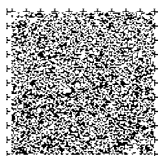
重点推進項目5 障害のある人の重度化・高齢化への支援を充実します

●サービス移行についての丁寧な情報提供と移行準備の充実

- ・65歳を迎え、介護保険サービスへ移行するに当たっては、1年以上前から準備し、ケアマネジャー[※]とのマッチングや施設見学・体験を行い、支援しています。障害のある人やその家族の希望、心身の状態によって、移行準備が難しいケースについては、基幹相談支援センターが関わりながら相談支援専門員[※]とともに対応し、障害のある人やその家族の不安を取り除き、理解を得ながら丁寧に進めていきます。

●障害福祉と介護保険の連携強化

- ・65歳以上の障害のある人に対する支援について、ケアマネジャーや相談支援専門員との情報共有・連携の仕組みを強化し、また、庁内の関係部署や関係機関との連携体制を更に強化し、障害のある人が高齢になっても、障害のある人やその家族が希望する生活を実現するための体制を整備していきます。
- ・介護保険サービスに類似するサービスのある障害福祉サービスについて、引き続き、介護保険サービス等の関係機関と連携する等、地域資源を活用し、介護保険サービスへの移行に伴う事業所間の丁寧な引継ぎを促し、障害のある人へのリハビリテーションや高次脳機能障害、軽度外傷性脳損傷（MTBI）等に関する専門性の高い内容の情報共有を図ります。これらにより、介護保険に移行後も障害のある人一人ひとりに適した支援や障害福祉サービスを継続して提供し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的な地域づくりを推進していきます。



3 国の基本指針に基づく指標

国では、市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に当たり、全国共通の成果指標を設定しています。市町村では、国の設定する成果指標の達成に向けて、地域の実情を踏まえながら障害福祉施策や障害福祉サービスの提供体制を整えていくことが必要です。

国が定める指標は、以下の表の項目に記載しています。

本市における基準値とは、指標に基づくこれまでの実績（該当年度は括弧内に記載）を指しています。

目標値は、国の定める係数を用いて算出・設定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	基準値	目標値
施設入所者の地域生活への移行数 (令和元年度末時点の施設入所者の6%以上)	1人	9人 (令和5年度末)
施設入所者数の削減数 (令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上)	6人減	3人減 (令和5年度末)

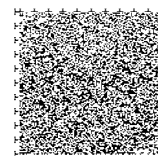
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築

本市では、全世代型地域包括ケアシステムの構築を目指しており、障害の有無や種別に限らず、全ての市民にとって暮らしやすいまちづくりを進めています。

このため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は、全世代型地域包括ケアシステムの完成をもって達成します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	基準値	目標値
地域生活支援拠点等の整備	未整備	1箇所以上
年1回以上の運用状況のPDCA [※]	未整備	1回以上



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	基準値	目標値
福祉施設利用者の一般就労への移行数 (令和元年度末の移行実績の 1.27 倍)	26 人	34 人
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 (令和元年度の移行実績の 1.30 倍)	22 人	29 人
就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和元年度の移行実績の 1.26 倍とする)	2 人	3 人
就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和元年度の移行実績の 1.23 倍とする)	2 人	3 人
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の内、 7 割が就労定着支援事業を利用する	10%	70%以上
就労定着支援事業所の内、就労定着率が 8 割以上の事業所を 全体の 7 割以上とする	50%	70%以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

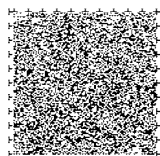
項 目	基準値	目標値
児童発達支援センターを 1 箇所以上設置 (こどもの発達センターひいらぎのセンター化を含む。)	未設置	1 箇所以上
児童発達支援センター等における保育所等訪問支援事業の実 施体制の整備	未整備	実施
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサ ービスの事業所を 1 箇所以上確保	未整備	1 箇所以上
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	未設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0 人	配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

現在実施している相談支援部会の活用に加え、基幹相談支援センターと市内の 3 つの地域活動支援センターとの更なる連携強化に向けた情報交換の場の設置を検討し、相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保に取り組みます。

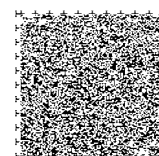
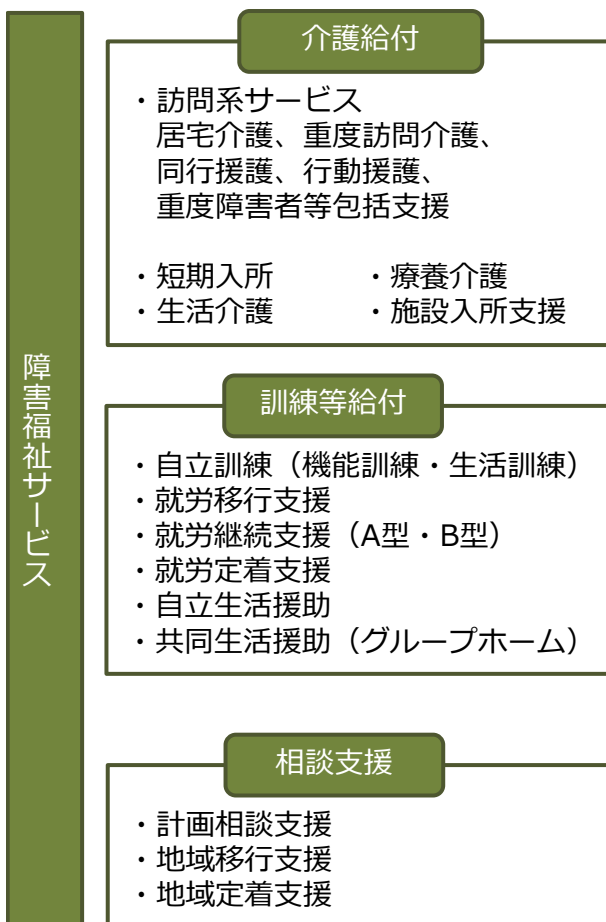
(7) 障害福祉サービスの質の向上

現在実施している事業所連絡会を活用しながら、障害福祉サービスの質の向上に向けた体制を構築します。



第3章 障害福祉サービスの見込み量と確保策

本計画では、見込み量を算定する障害福祉サービスを次のように区分して整理しています。



1 介護給付

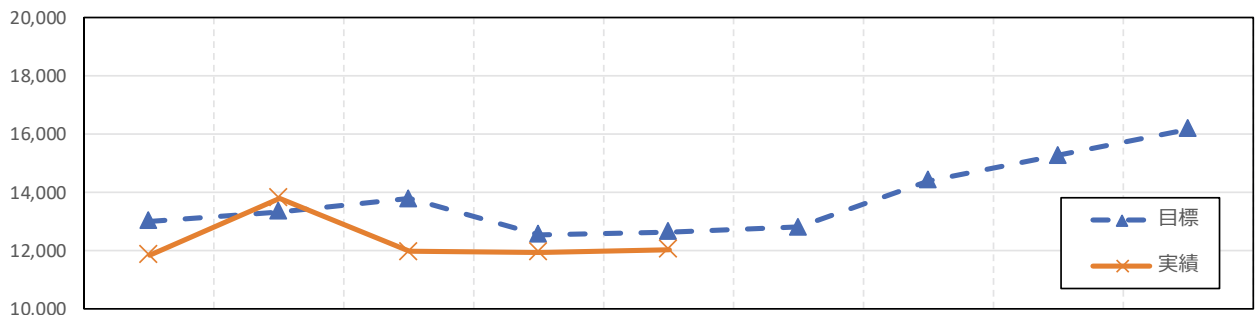
(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、次の5つのサービスを統合したものです。

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に対し、行動する際、必要な介助や外出時の移動の補助等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、必要度が著しく高い人に居宅介護等のサービスを包括的に提供します。

< 実績と目標～訪問系サービス～ >

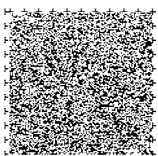
(利用時間/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	12,997	13,339	13,767	12,540	12,624	12,792	14,400	15,264	16,180
実績	11,846	13,802	11,961	11,931	12,035				

▼参考 (利用者数/月)

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	152	156	161	149	150	152	166	176	187
実績	140	164	130	138	148				



① **利用実績と今後の見込み**

訪問系サービスの令和元年度実績の利用者数は 148 人／月、総利用時間は 12,035 時間／月でした。本計画においては、令和 5 年度の利用者を 187 人／月、総利用時間は 16,180 時間／月と見込みます。

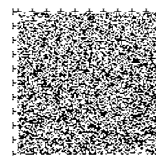
② **見込み量算出の背景**

訪問系サービスの利用者数・利用時間は平成 29 年度以降、減少傾向にありましたが、同時に当該の障害福祉サービス事業所が減ったことが要因の一つとして考えられます。

障害のある人の高齢化や、在宅での生活ニーズは高いことから、在宅生活を支えるサービスの需要は潜在的にあることを踏まえて算出しています。

③ **確保の方策**

増加するサービス利用量に対応するため、介護保険事業者等への情報提供を進め、障害福祉サービスの訪問系サービスへの参入を促していきます。また、ホームヘルパーの人材確保に向け、民間事業者が行うヘルパー養成講座への支援等に取り組んでいきます。

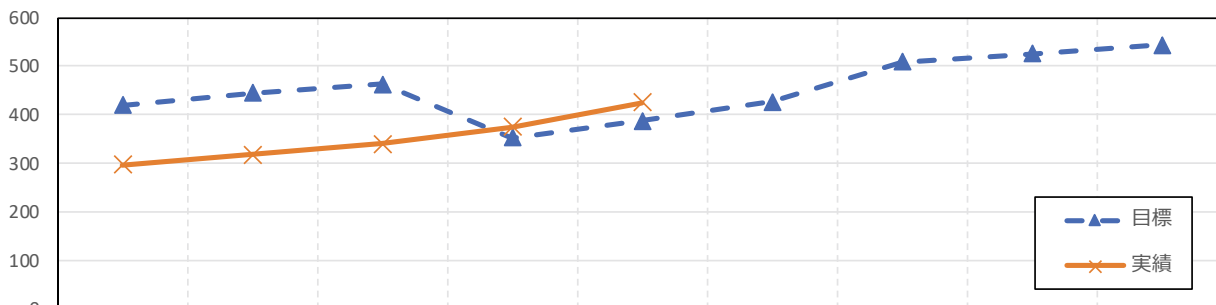


(2) 短期入所（福祉型・医療型）

短期入所は、在宅の障害のある人や障害のある子どもを介護する人が病気の場合等に、障害のある人や障害のある子どもが施設に短期間入所した際、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。

＜ 実績と目標～短期入所（福祉型）～ ＞

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画		第6期計画			
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	419	444	462	352	387	426	509	526	543
実績	297	317	339	375	425				

▼参考（利用者数）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	53	56	58	86	94	104	85	88	91
実績	52	77	60	66	64				

人日：ひと月当たりの利用日数

① 利用実績と今後の見込み

短期入所（福祉型）の令和元年度実績の利用者数は64人/月、総利用日数は425人日/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を91人/月、総利用日数は543人日/月と見込みます。

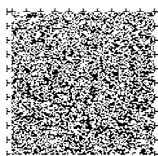
② 見込み量算出の背景

短期入所（福祉型）は、利用実績（総利用日数）が増加しています。

1人当たりの利用日数を直近の平均値から「6.0日/月」と設定して、利用者数は引き続き増加することを見込んで算出しています。

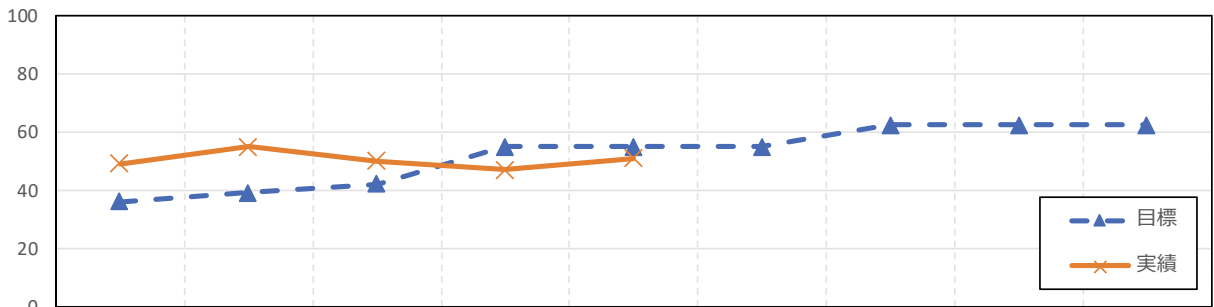
③ 確保の方策

市内や近隣のサービス提供事業者と連携し、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるようなります。



< 実績と目標～短期入所（医療型）～ >

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	36	39	42	55	55	55	62	62	62
実績	49	55	50	47	51				

▼参考（利用者数）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	12	13	14	9	9	9	12	12	12
実績	6	9	8	9	12				

④ 利用実績と今後の見込み

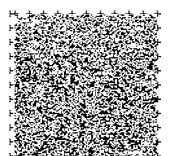
短期入所（医療型）の令和元年度実績の利用者数は12人/月、総利用日数は51人日/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を12人/月、総利用日数は62人日/月と見込みます。

⑤ 見込み量算出の背景

短期入所（医療型）は、50～60人日/月前後の水準で横ばいとなっています。今後も、現在の利用ニーズが維持されるものとして算出しています。

⑥ 確保の方策

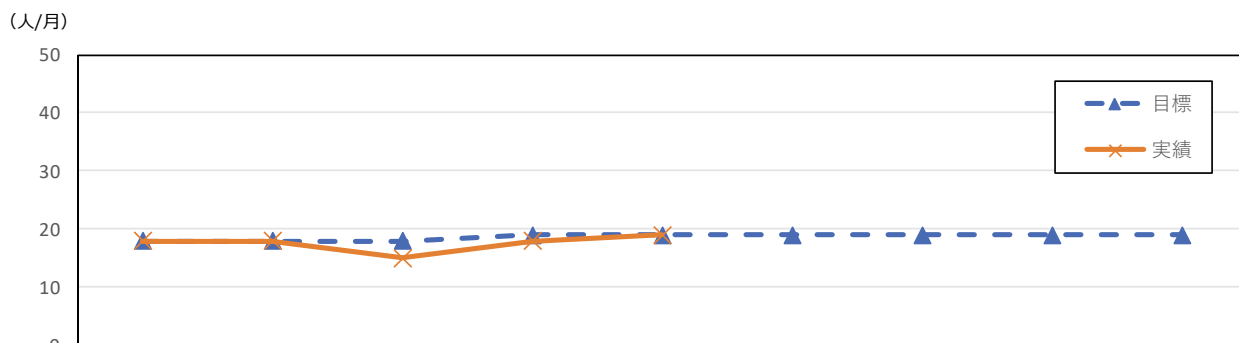
市内や近隣のサービス提供事業者と連携し、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう支援体制の構築を進めていきます。



(3) 療養介護

療養介護は、医療が必要で、常に介護を必要とする人に、主に昼間病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービスです。

＜ 実績と目標～療養介護～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	18	18	18	19	19	19	19	19	19
実績	18	18	15	18	19				

① 利用実績と今後の見込み

療養介護の令和元年度実績の利用者数は19人/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を19人/月と見込みます。

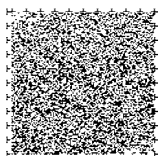
② 見込み量算出の背景

療養介護は、18～19人/月の利用で推移しています。

今後も、現在の利用ニーズが維持されるものとして算出しています。

③ 確保の方策

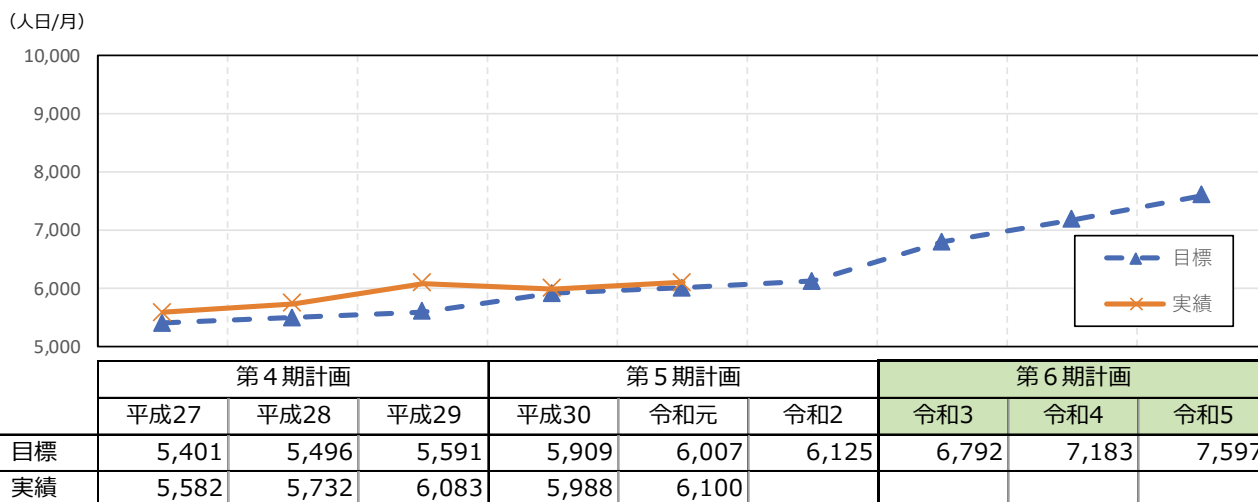
今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況把握に努めるとともに、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。



(4) 生活介護

生活介護は、常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供するサービスです。

< 実績と目標～生活介護～ >



▼参考（利用者数）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	283	288	293	301	306	312	339	359	380
実績	281	292	287	302	321				

① 利用実績と今後の見込み

生活介護の令和元年度実績の利用者数は 321 人/月、総利用日数は 6,100 人日/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を 380 人/月、総利用日数を 7,597 人日/月と見込みます。

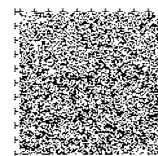
② 見込み量算出の背景

生活介護は、平成29年度以降、総利用日数が 6,000 人日/月を前後して推移していますが、利用者数は増加しています。

1人当たりの利用日数が減少しても、利用者数が伸びていることから、潜在的な利用ニーズは高いと捉え、利用者数が増加するものとして算出しています。

③ 確保の方策

市内事業者と連携を図り、定員の拡充や弾力化について協議を進めるとともに、事業所の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施していきます。

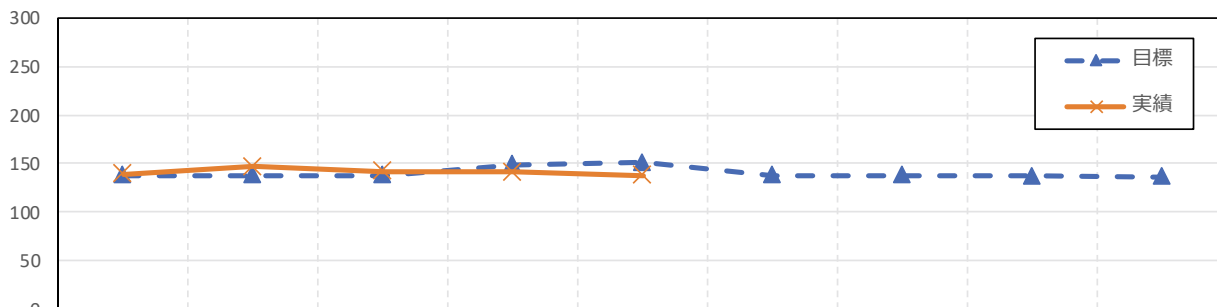


(5) 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障害のある人に対し、主に夜間において入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行うサービスです。

< 実績と目標～施設入所支援～ >

(人/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	138	138	138	149	151	138	138	137	136
実績	139	147	142	141	138				

① 利用実績と今後の見込み

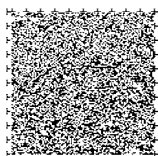
施設入所支援の令和元年度実績の利用者数は138人/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を136人/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

障害のある人の地域での生活環境の充実を目指す本市においては、施設入所支援の新規の施設整備が制限されている中においても、現状の利用者数を維持しながら、入所者の地域移行と新規の利用者のバランスを考慮し、適切な量を算出しています。

③ 確保の方策

国が示す基本方針を踏まえて施設入所者の地域移行を促しているところです。地域移行を希望する人と地域生活の継続を希望される人に対して、障害のある人やその家族の意向を聞きながら引き続き情報提供や相談支援等の充実を図っていきます。



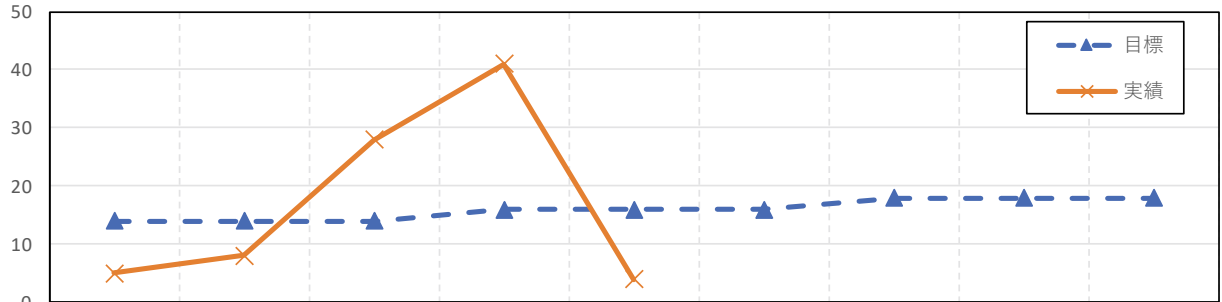
2 訓練等給付

(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練は、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

< 実績と目標～自立訓練（機能訓練）～ >

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	14	14	14	16	16	16	18	18	18
実績	5	8	28	41	4				

▼参考（利用者数）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	2	2	2	2	2	2	3	3	3
実績	1	1	2	2	1				

① 利用実績と今後の見込み

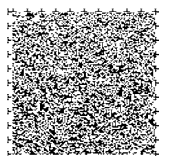
機能訓練の令和元年度実績の利用者数は1人/月、総利用日数は4人日/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を3人/月、総利用日数を18人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

機能訓練は、市内に既存の事業所がないことから、市外のサービス提供体制に依存している状況です。市内には地域活動支援センター（保谷障害者福祉センター）におけるリハビリテーションの活用が進んでいることから、現状の利用ニーズへの提供体制を維持しながら、今後の利用者のニーズを踏まえて算出しています。

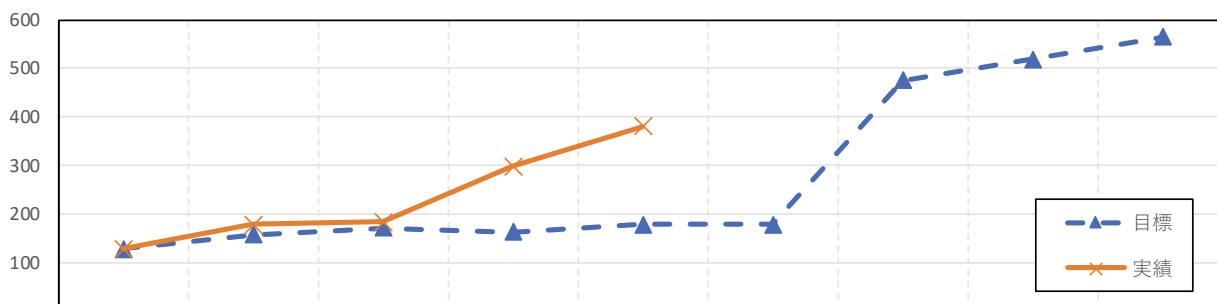
③ 確保の方策

引き続き令和元年度に実施した利用者アンケートの結果を踏まえ、地域活動支援センターとしての役割を検証し、今後、保谷障害者福祉センターを活用しながら、日中活動の場の整備状況等も考慮し、増加していく利用ニーズに対するあり方の検討を進めていきます。



＜ 実績と目標～自立訓練（生活訓練）～ ＞

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	128	157	171	162	178	178	475	518	565
実績	128	178	183	298	380				

▼参考（利用者数）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	9	11	12	10	11	11	30	33	36
実績	8	11	12	22	29				

④ 利用実績と今後の見込み

生活訓練の令和元年度実績の利用者数は 29 人/月、総利用日数は 380 人日/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を 36 人/月、総利用日数を 565 人日/月と見込みます。

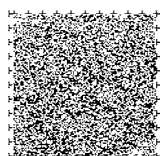
⑤ 見込み量算出の背景

生活訓練は、令和元年度に生活訓練事業所が整備されたことに伴い、利用実績が大幅に伸びています。

今後も、手帳所持者の増加が見込まれることや、潜在的な利用ニーズが高いことから、平成29年度から令和元年度にかけての利用の伸びは継続するものと見込んで算出しています。

⑥ 確保の方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況把握と利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。また、市内においてサービスの提供量を確保できるよう、事業所等との連携・協力を図っていきます。

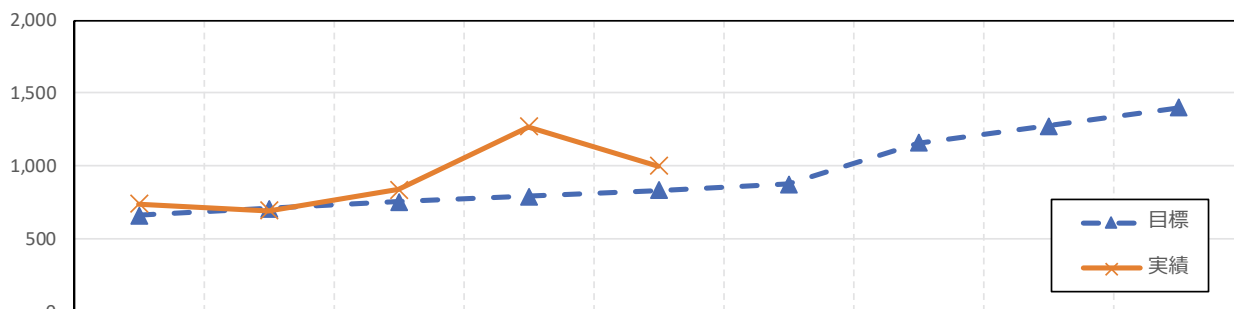


(2) 就労移行支援

就労移行支援は、一般就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行うサービスです。

＜ 実績と目標～就労移行支援～ ＞

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	655	703	751	787	829	871	1,156	1,271	1,398
実績	736	688	833	1,266	997				

▼参考（利用者数）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	41	44	47	48	51	53	70	77	85
実績	49	38	52	75	60				

① 利用実績と今後の見込み

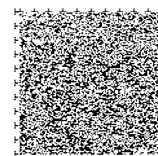
就労移行支援の令和元年度実績の利用者数は 60 人/月、総利用日数は 997 人日/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を 85 人/月、総利用日数を 1,398 人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

就労移行支援は、平成29年度から令和元年度にかけて利用実績が目標値を大きく上回っています。令和元年度に就労移行支援事業所が整備されたことも踏まえ、利用ニーズは更に高まることを見据えて算出しています。

③ 確保の方策

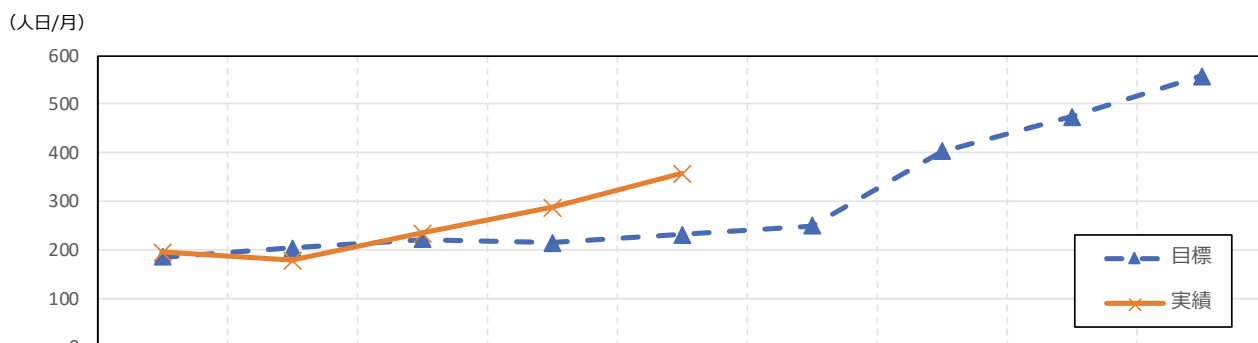
事業者の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施していきます。



(3) 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援は、一般就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を伴うA型と、雇用契約を伴わないB型があります。

< 実績と目標～就労継続支援（A型）～ >



	第4期計画			第5期計画		第6期計画			
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	184	203	221	214	231	249	403	474	557
実績	195	178	234	287	357				

▼参考（利用者数）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	10	11	12	12	13	14	21	25	29
実績	9	10	13	15	18				

① 利用実績と今後の見込み

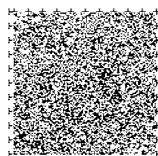
就労継続支援（A型）の令和元年度実績の利用者数は18人/月、総利用日数は357人日/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を29人/月、総利用日数を557人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

就労継続支援（A型）は、市内に既存の事業所がないことから、市外のサービス提供体制に依存している状況です。平成29年度以降、利用実績が目標値を上回る水準で増加傾向にあり、今後も利用ニーズは高まることを見据えて算出しています。

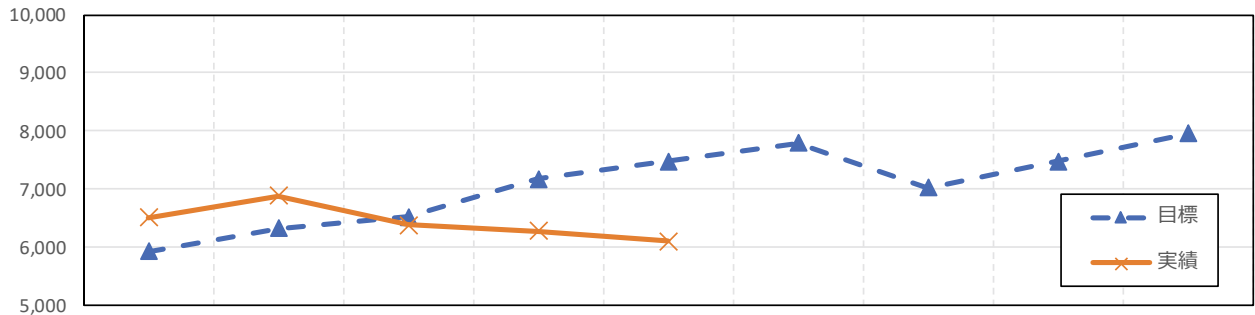
③ 確保の方策

需要を見極めた上で、必要に応じて事業所の誘致等に取り組みます。また、引き続き就労支援センター・一歩を中心とした就労支援体制等により、より就労しやすい環境づくりを目指していきます。



< 実績と目標～就労継続支援（B型）～ >

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	5,931	6,325	6,523	7,179	7,481	7,800	7,024	7,477	7,959
実績	6,512	6,886	6,390	6,283	6,108				

▼参考（利用者数）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	371	390	408	407	424	442	426	453	482
実績	374	390	353	390	400				

④ 利用実績と今後の見込み

就労継続支援（B型）の令和元年度実績の利用者数は400人／月、総利用日数は6,108人日／月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を482人／月、総利用日数を7,959人日／月と見込みます。

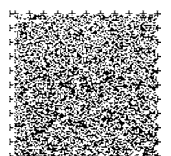
⑤ 見込み量算出の背景

就労継続支援（B型）は、平成29年度以降、利用実績が目標を下回っていますが、平成30年度から令和元年度にかけての新規の施設整備がなかったため、提供量が不足していたことが要因の1つと考えられます。

令和2年度に新規の施設整備がされたことから、潜在的な利用ニーズが充足されるとみて算出しています。

⑥ 確保の方策

就労継続支援（B型）は、利用者の重度化、高齢化に伴い、生活介護への移行が必要な人も増加してきています。一方で、近隣の特別支援学校^{*}の卒業生等、今後も継続的に新規の利用希望者が見込まれるため、今後、事業者の新規参入の促進や既存事業所の事業拡大への効果的な支援策等について引き続き検討していきます。

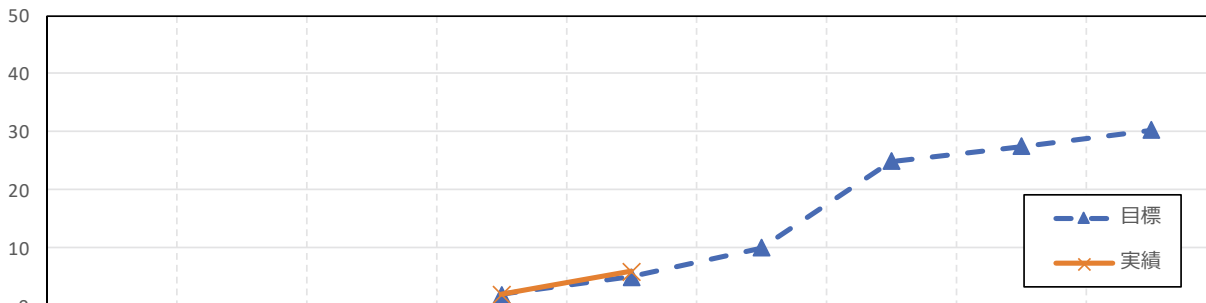


(4) 就労定着支援

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化等により、生活面の課題が生じている人の相談を受け、必要な助言、就職先や関係機関等との連絡調整を行うサービスです。

＜ 実績と目標～就労定着支援～ ＞

(人/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標				2	5	10	25	27	30
実績				2	6				

① 利用実績と今後の見込み

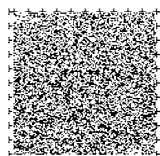
就労定着支援の令和元年度実績の利用者数は6人/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を30人/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

就労定着支援は、平成30年度から新設されたサービスのため、利用実績はまだ少ない状況です。しかし、国の方針として、就労移行支援とセットで活用することにより、障害のある人の就労支援を充実させることとしているため、就労移行支援の増加に併せて必要な提供量を算出しています。

③ 確保の方策

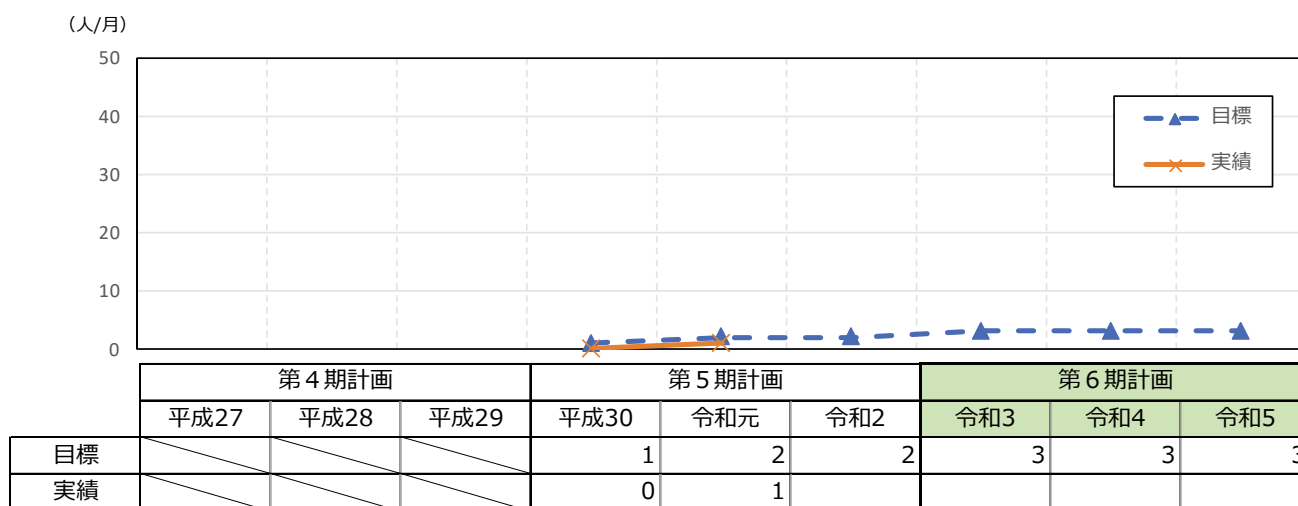
サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集、就労支援事業所との情報共有に努めていきます。



(5) 自立生活援助

自立生活援助は、グループホーム等を利用していた人が、ひとり暮らしを始めたときに、その居宅への定期的な訪問等を行い、普段の障害のある人の状況を把握し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

< 実績と目標～自立生活援助～ >



① 利用実績と今後の見込み

自立生活援助の令和元年度実績の利用者数は1人/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を3人/月と見込みます。

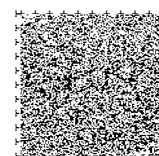
② 見込み量算出の背景

自立生活援助は、平成30年度から新設されたサービスのため、利用実績はまだ少ない状況です。また、市内に既存の提供事業所がないことから、市外のサービス提供体制に依存している状況です。

現状の利用ニーズへの提供体制を維持しながら、今後の利用者のニーズの変化を踏まえて算出しています。

③ 確保の方策

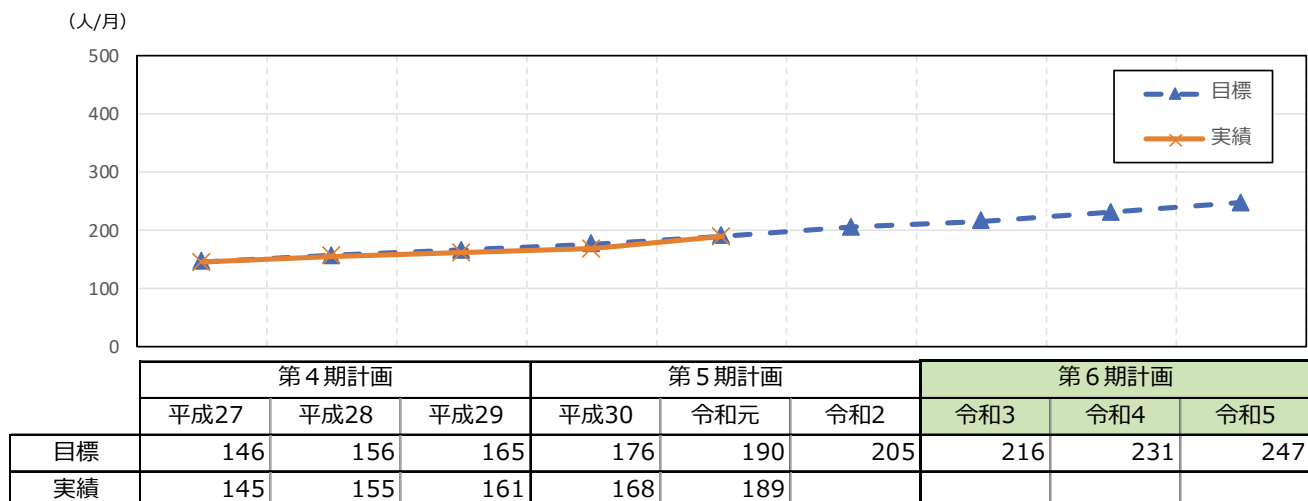
サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めていきます。



(6) 共同生活援助

共同生活援助は、共同生活を行う住居（グループホーム）に入居する障害のある人に対して、夜間や休日等に相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

＜ 実績と目標～共同生活援助～ ＞



① 利用実績と今後の見込み

共同生活援助の令和元年度実績の利用者数は189人/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を247人/月と見込みます。

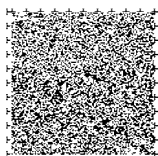
② 見込み量算出の背景

共同生活援助は、施設整備に併せて利用実績も増加しており、障害のある人の増加、重度化・高齢化や親亡き後を見据え、潜在的な利用ニーズは高いことを踏まえ、今後も利用ニーズは継続して高まるものとみて算出しています。

③ 確保の方策

グループホームの整備に向け、事業者への情報提供や都補助制度の活用等により、新規事業所の誘致等を進めていきます。

また、関係部署とも連携し、事業所の開設を検討している事業者と土地の福祉目的の活用を検討している土地所有者等からの意向をつなげていきます。

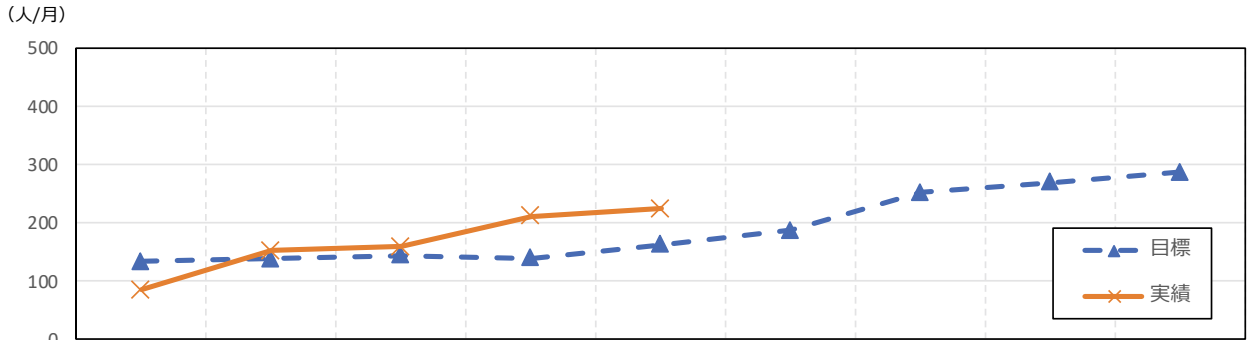


3 相談支援

(1) 計画相談支援

計画相談支援は、障害福祉サービスの利用に当たり、その人に適した障害福祉サービスの利用計画の作成やモニタリング等の支援を行うサービスです。

＜ 実績と目標～計画相談支援～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	133	137	143	139	162	186	252	269	287
実績	84	152	158	211	224				

① 利用実績と今後の見込み

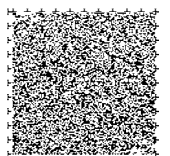
計画相談支援の令和元年度実績の利用者数は224人/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を287人/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

計画相談支援は、障害者手帳所持者の増加に伴うサービス利用者の増加が見込まれることから、今後も増加していくものとみて算出しています。

③ 確保の方策

障害福祉サービスを利用する全ての障害のある人がサービス等利用計画を作成できるよう、市内外の相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、利用者に対してサービス等利用計画作成の案内を進めていきます。

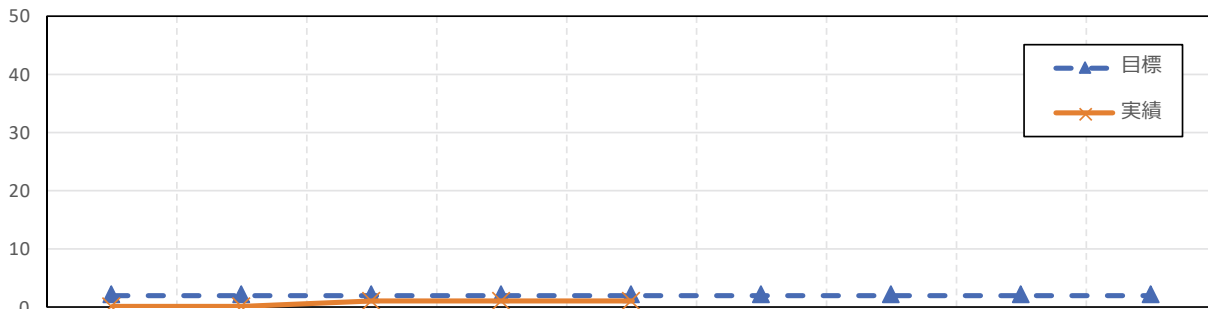


(2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

地域相談支援は、施設や病院に入所・入院している障害のある人に対して地域生活に移行するための支援を行ったり、地域で生活する障害のある人に対して地域生活を継続するための支援を行うサービスです。

< 実績と目標～地域相談支援（地域移行支援）～ >

(人/月)



	第4期計画			第5期計画		第6期計画			
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実績	0	0	1	1	1				

① 利用実績と今後の見込み

地域移行支援の令和元年度実績の利用者数は1人/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を2人/月と見込みます。

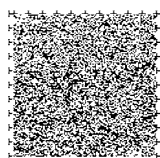
② 見込み量算出の背景

地域移行支援は、利用実績が低く、今後の見通しが立てづらいことから、現状の利用ニーズへの提供体制を維持しながら、今後の利用者のニーズの変化を踏まえて算出しています。

③ 確保の方策

地域相談支援は、入所・入院からの地域生活への移行を支援するものですが、入所希望者数は増加する一方で、地域生活へ移行する人の数は年々減少している傾向を考えると、地域での生活の受け皿となるグループホーム等の体制整備が必要です。

そこで、地域生活への移行支援と並行して、グループホーム等の基盤の整備を検討していきます。



< 実績と目標～地域相談支援（地域定着支援）～ >

(人/月)



	第4期計画			第5期計画		第6期計画			
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	1	1	2	2	2	2	2	2	2
実績	0	0	0	0	0				

④ 利用実績と今後の見込み

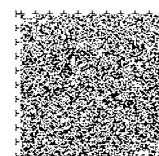
地域定着支援の令和元年度実績の利用者数は0人/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を2人/月と見込みます。

⑤ 見込み量算出の背景

地域定着支援は、利用実績がないことから、地域移行支援同様に、現状の利用ニーズへの提供体制を維持しながら、今後の利用者のニーズの変化を踏まえて算出しています。

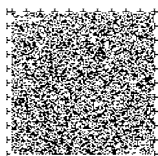
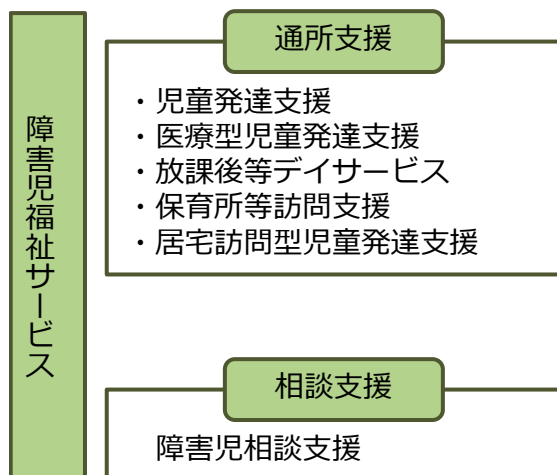
⑥ 確保の方策

地域移行支援と同様、並行して、グループホーム等の基盤の整備を検討していきます。



第4章 障害児通所支援の見込み量と確保策

本計画では、見込み量を算定する障害児通所支援を次のように区分して整理しています。

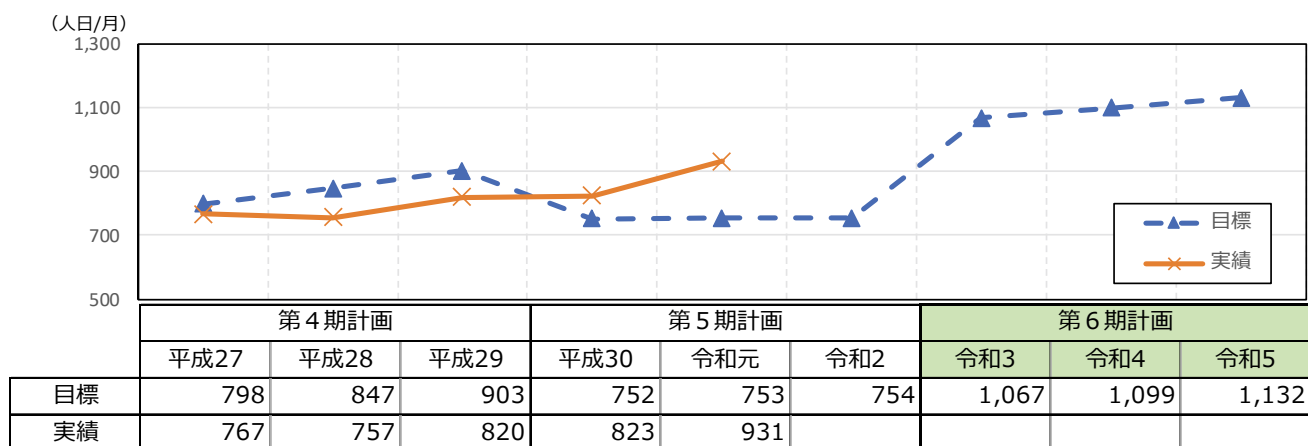


1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

＜ 実績と目標～児童発達支援～ ＞



▼参考（利用者数）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	114	121	129	145	150	156	170	175	180
実績	141	150	134	119	160				

① 利用実績と今後の見込み

児童発達支援の令和元年度実績の利用者数は160人/月、総利用日数は931人日/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を180人/月、総利用日数を1,132人日/月と見込みます。

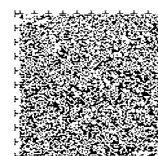
② 見込み量算出の背景

児童発達支援は、平成30年度以降、利用実績が目標を大きく上回っています。令和元年度については、1人当たりの利用回数が減ることによって利用者数が大きく伸びており、総利用日数についても増加傾向にあります。

このことから、潜在的な利用ニーズは高く、今後の事業者の新規参入等に併せて利用実績も増加するものとみて算出しています。

③ 確保の方策

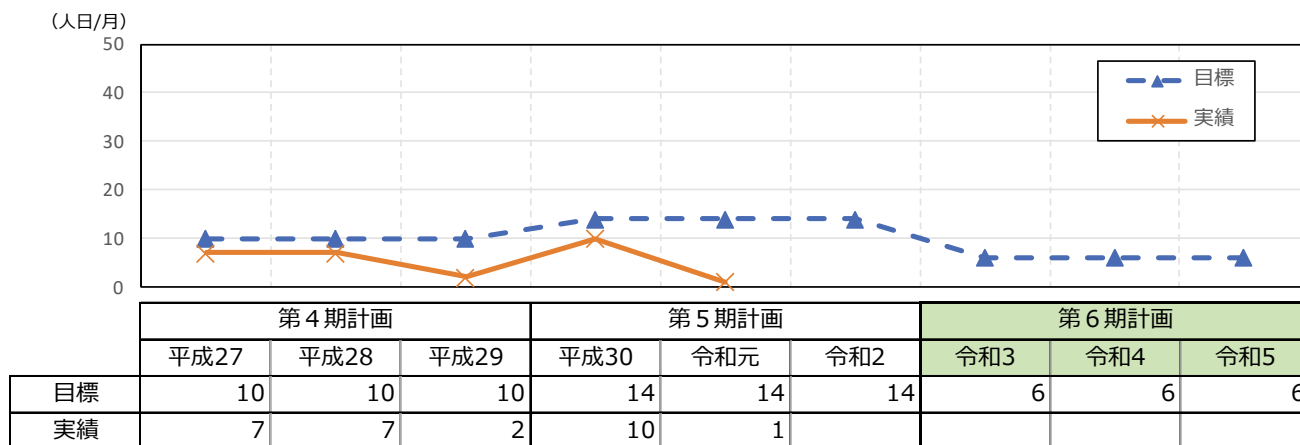
事業者の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施していきます。また、こどもの発達センターひいらぎの児童発達支援センター化への検討等を行っていきます。併せて、療育^{*}事業の効率化及び発達支援コーディネーターの増員等を図ることにより、市と民間事業所との役割分担及び連携によって、子どもの発達に関する支援の充実を図っていきます。



(2) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービスです。

< 実績と目標～医療型児童発達支援～ >



▼参考 (利用者数)

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実績	1	1	1	2	1				

① 利用実績と今後の見込み

医療型児童発達支援の令和元年度実績の利用者数は1人/月、総利用日数は1人日/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を2人/月、総利用日数を6人日/月と見込みます。

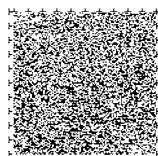
② 見込み量算出の背景

医療型児童発達支援は、利用実績が低く、今後の見通しが立てづらいことから、現状の利用ニーズへの提供体制を維持しながら、今後のニーズの変化を踏まえて算出しています。

③ 確保の方策

サービスを必要とする人や利用ニーズの把握に努めた上で、事業実施場所の確保に向け、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

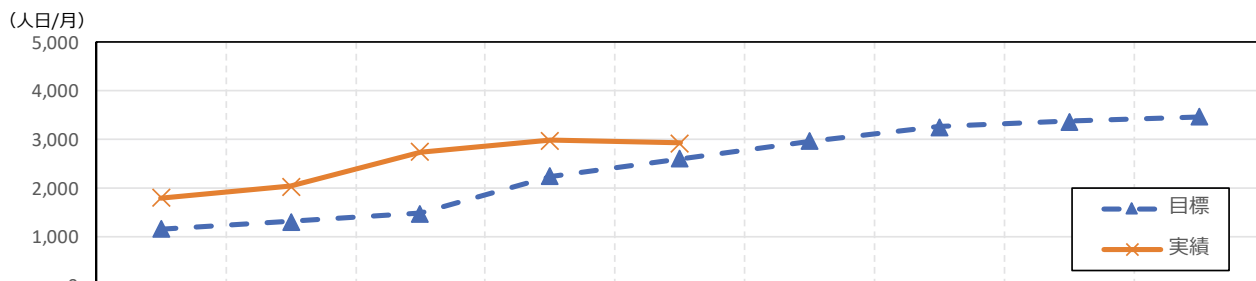
また、こどもの発達センターひいらぎにおける現行のサービスに加え、医療的ケア児を対象とする児童発達支援事業所の設置が求められていることから、サービスを提供する地域資源の拡充に取り組みます。



(3) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

< 実績と目標～放課後等デイサービス～ >



	第4期計画			第5期計画		第6期計画			
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	1,160	1,320	1,488	2,246	2,609	2,978	3,272	3,370	3,471
実績	1,805	2,046	2,743	2,987	2,927				

▼参考 (利用者数)

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	145	165	186	359	417	476	273	281	289
実績	176	327	234	254	257				

① 利用実績と今後の見込み

放課後等デイサービスの令和元年度実績の利用者数は257人/月、総利用日数は2,927人日/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を289人/月、総利用日数を3,471人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

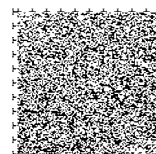
放課後等デイサービスは、平成27年度から実績が目標を上回ってきましたが、令和元年度までの施設整備によって、実績値と目標の乖離は解消しつつあります。一方で、事業所によって空き状況に差が出ている現状もあります。

1人当たりの利用日数を直近平均の11日/月として、総利用日数を算出しています。

③ 確保の方策

今後も一定の需要増が見込まれますが、児童・生徒や保護者の状況に応じて、療育目的であれば放課後等デイサービス、指導・育成目的であれば放課後児童健全育成事業等の利用を促すなど、事業所とも連携した上で、サービスの適正な利用を促していきます。

なお、新たに放課後等デイサービス事業を実施する事業所に対しては、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受け入れを促す等により、市全体としての療育体制の充実を目指すとともに、事業所連絡会等におけるプログラムや取組等についての情報共有を通じ、全ての事業所の質の向上を図っていきます。

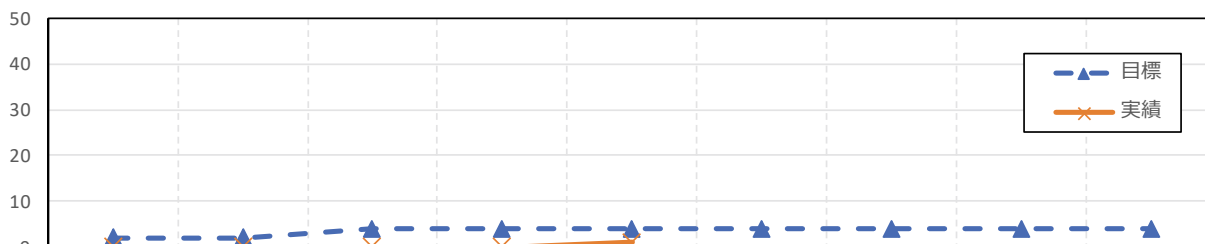


(4) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

＜ 実績と目標～保育所等訪問支援～ ＞

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画		第6期計画			
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	2	2	4	4	4	4	4	4	4
実績	0	0	0	0	1				

▼参考 (利用者数)

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	1	1	2	2	2	2	2	2	2
実績	0	0	0	0	1				

① 利用実績と今後の見込み

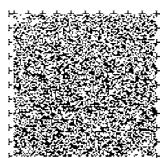
保育所等訪問支援の令和元年度実績の利用者数は1人/月、総利用日数は1人日/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を2人/月、総利用日数を4人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

保育所等訪問支援は、利用実績が低く、今後の見通しが立てづらいことから、現状の利用ニーズへの提供体制を維持しながら、今後のニーズの変化を踏まえて算出しています。

③ 確保の方策

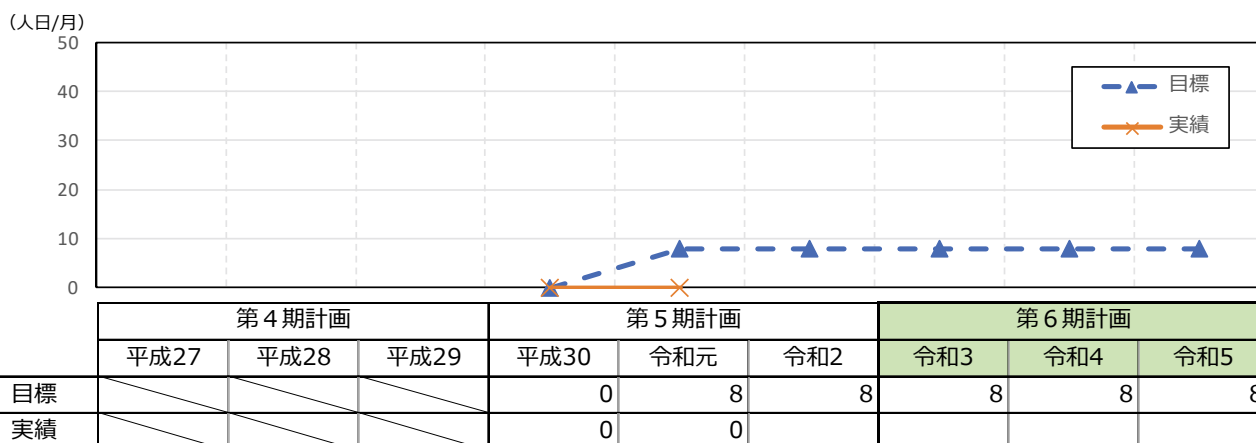
サービスを必要とする人や利用ニーズの把握に努めた上で、事業者の新規参入に向け、引き続き事業者に対する情報提供等の支援を実施していきます。



(5) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対して、その居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

< 実績と目標～居宅訪問型児童発達支援～ >



▼参考（利用者数）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標				0	2	2	2	2	2
実績				0	0				

① 利用実績と今後の見込み

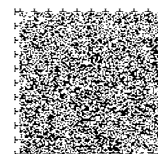
居宅訪問型児童発達支援の令和元年度実績の利用者数は0人/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を2人/月、総利用日数を8人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度に新設されたサービスであり、利用実績が低く、今後の見通しが立てづらいことから、現状の利用ニーズへの提供体制を維持しながら、今後の利用ニーズの変化を踏まえて算出しています。

③ 確保の方策

サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めていきます。



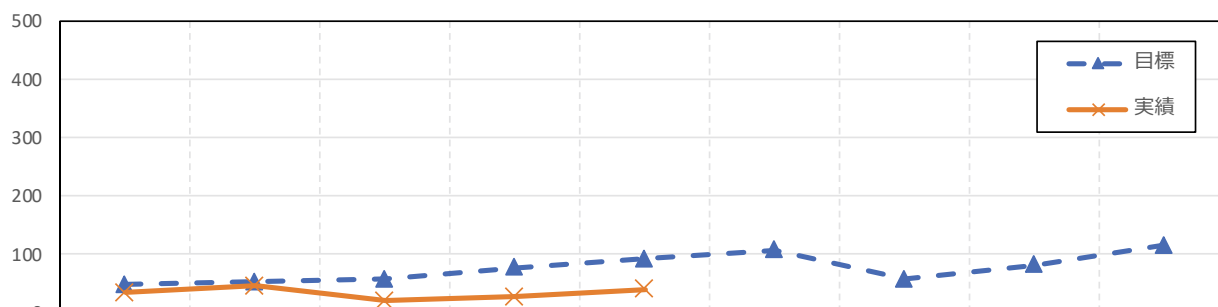
2 相談支援

(1) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用するに当たり、その人に適した障害児支援利用計画の作成やモニタリング等の支援を行うサービスです。

< 実績と目標～障害児相談支援～ >

(人/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	47	51	56	76	91	106	56	80	115
実績	33	45	19	26	39				

① 利用実績と今後の見込み

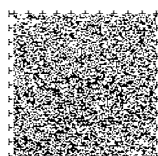
障害児相談支援の令和元年度実績の利用者数は 39 人/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を 115 人/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

障害児相談支援は、平成27年度以降、実績値が目標を下回ってきました。しかし、障害のある子どもの増加や障害や発達に不安がある子どもへの支援の強化によって、利用ニーズは高まることを見据えて算出しています。

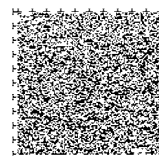
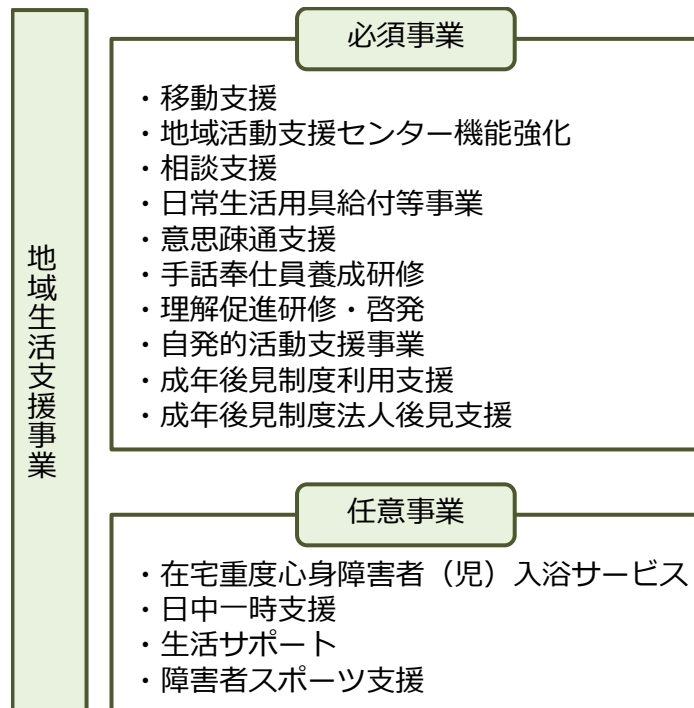
③ 確保の方策

本市では、これまでの側面的な支援のほか、放課後等デイサービス事業所への働きかけを行ってきたところですが、市内だけでなく近隣市を含め、障害児相談支援事業所が少ないのが現状です。事業所の数が限られている中で障害児利用計画の作成につながるよう、市内外の障害児相談支援事業所との情報共有・情報収集を行っていきます。また、事業者等への情報提供を進め、新規参入を促していきます。



第5章 地域生活支援事業の見込み量と確保策

本計画では、見込み量を算定する地域生活支援事業を次のように区分して整理しています。



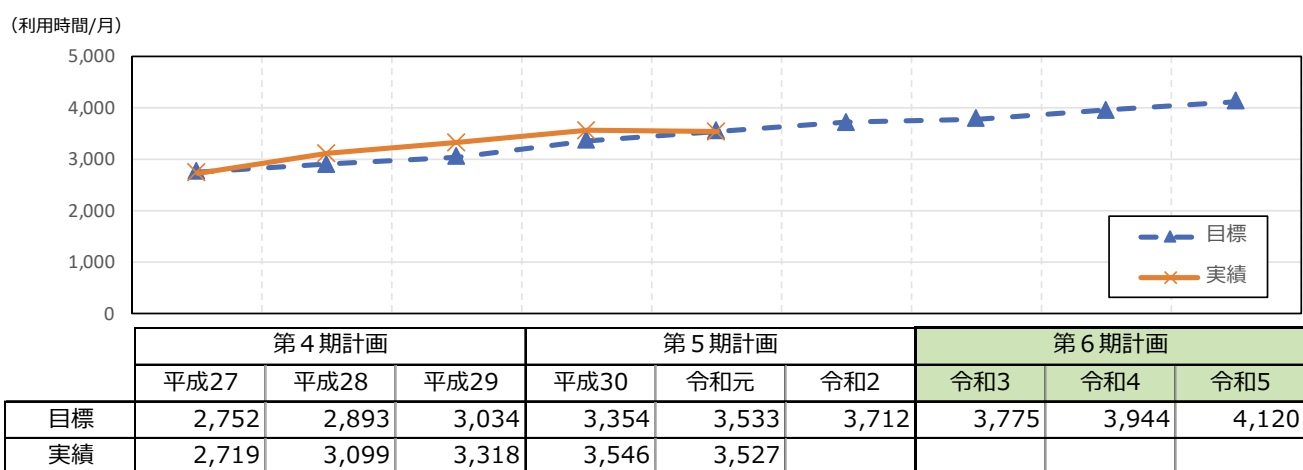
1 必須事業

(1) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促すサービスです。

ただし、障害福祉サービスの支給決定を受け、移動の支援を受けることができる人は除きます。また、介護保険制度の対象者は、介護保険制度による移動の支援を利用した上で、なお移動の支援を要する場合に対象となります。

＜ 実績と目標～移動支援事業～ ＞



▼参考（利用者数）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	316	334	351	330	342	354	349	365	381
実績	296	309	323	318	320				

① 利用実績と今後の見込み

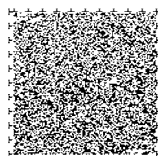
移動支援事業の令和元年度実績の利用者数は320人/月、総利用時間は3,527時間/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を381人/月、総利用時間を4,120時間/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

移動支援事業は、平成30年度以降、利用実績が3,500時間前後で推移し横ばいとなっていました。しかし、訪問系サービス等の在宅サービスの利用意向は高いことから、本事業への利用ニーズも高まることを見据えて算出しています。

③ 確保の方策

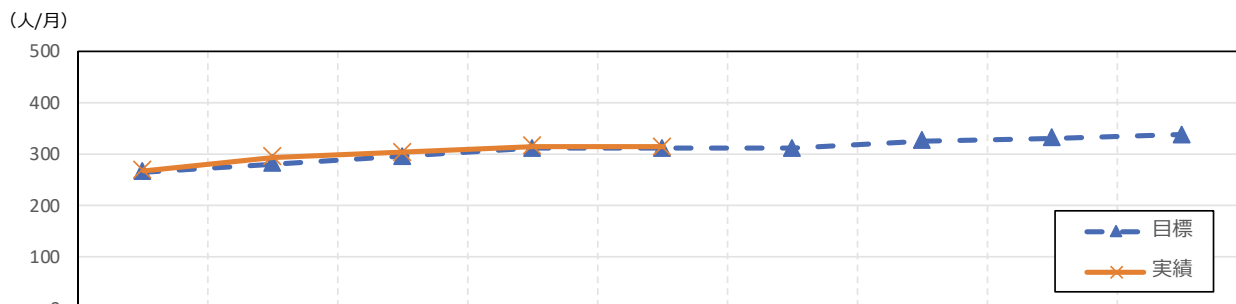
利用者の利便を図るため、令和2年度に制度の見直しを実施しました。引き続き、外出の支援による社会参加の機会を提供するため、利便性等の検証を行うとともに、サービスの担い手の確保に向けて、移動支援従事者の養成研修を実施していきます。



(2) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供等を行う拠点です。

＜ 実績と目標～地域活動支援センター～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	265	280	295	310	310	310	324	330	336
実績	267	293	302	314	313				

① 利用実績と今後の見込み

地域活動支援センターの令和元年度実績の利用者数は313人/月でした。本計画においては、令和5年度の利用者を336人/月と見込みます。

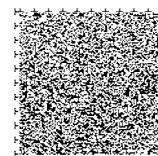
② 見込み量算出の背景

地域活動支援センターは、平成27年度以降、利用実績が増加しています。障害のある人は増加傾向にあることから、今後も利用ニーズは高まることを見据えて算出しています。

③ 確保の方策

市内にある3つの地域活動支援センターがそれぞれの特性を生かしながら連携し、各相談支援事業所等の後方支援を行いながら、地域生活支援拠点等の面的整備を図り、障害のある人への適切な支援を進めていきます。

また、保谷障害者福祉センターについては、令和元年度に実施した利用者アンケートの結果、リハビリテーションの利用ニーズの増加、介護保険制度移行後のリハビリの質の確保等が課題であり、その解決のために同センターのあり方を検討し、必要な支援が行きわたる体制づくりを目指していきます。



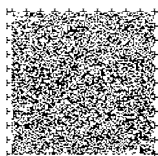
(3) 相談支援事業

種類	内容
障害者相談支援	障害のある人の一般的な相談支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や、地域の相談支援事業所へのバックアップ等を行います。

今後の見込み

本市では、障害福祉課と基幹相談支援センター・えぼっくの両基幹相談支援センターを中心に各地域活動支援センター（保谷障害者福祉センター、地域活動支援センター・ハーモニー、地域活動支援センター・ブルーム）が相談支援を実施しているほか、障害福祉サービスや地域相談支援、障害児通所支援の利用決定に当たり必要となるサービス等利用計画、障害児支援利用計画を作成する特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所等が連携し、必要な相談支援の充実に図っていきます。

また、地域生活支援拠点等事業を段階的に整備し、基幹相談支援センターの体制強化に加え、市内にある3つの地域活動支援センターがそれぞれの特性を生かしながら連携し、各相談支援事業所等の後方支援を行いながら、各相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等が効率的・効果的に機能する西東京市モデルの相談支援体制を整備します。



(4) 日常生活用具給付等事業

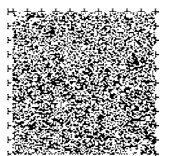
日常生活用具給付等事業は、日常生活上の便宜を図るため、重度障害者（児）に対して次の生活用具を給付しています。

- ・ 介護・訓練支援用具
- ・ 自立生活支援用具
- ・ 在宅療養等支援用具
- ・ 情報・意思疎通支援用具
- ・ 排泄管理支援用具
- ・ 居住生活動作補助用具(小規模改修)

今後の見込み

日常生活用具給付等事業は、重度障害者（児）の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するための用具を給付する事業です。国の「補装具費支給制度」と比較すると、本事業は市町村が行う地域生活支援事業として規定されており、具体的な対象品目や対象者等が市町村の判断により決められることとなっています。

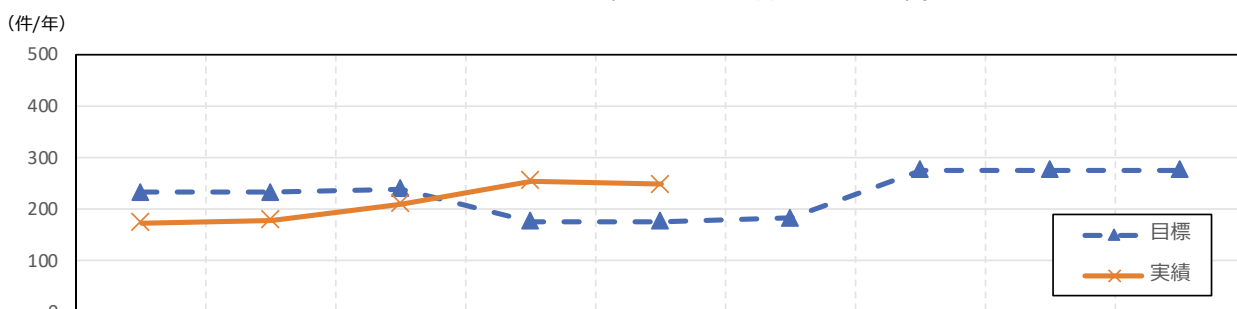
社会環境の変化や、支援用具開発の状況等を踏まえ、日常生活用具の給付品目や給付対象の見直しを行うことによって、障害のある人の日常生活がより円滑に行われ、生活力の向上につながるよう取り組みます。



(5) 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業）

意思疎通支援事業は、手話通訳者、要約筆記者（パソコンの文字入力を用いた文字通訳を含む）を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業等意思疎通を図ることに困難を抱える障害のある人とその他の者の意思疎通を円滑にする事業です。

＜ 実績と目標～意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	231	231	238	175	175	182	275	275	275
実績	172	178	209	254	247				

▼参考（利用実人数）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	33	33	34	25	25	26	25	25	25
実績	23	25	20	23	23				

① 利用実績と今後の見込み

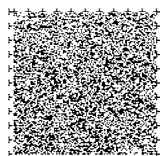
手話通訳者派遣事業の令和元年度実績の利用実人数は23人／年、延べ派遣件数は247件／年でした。本計画においては、令和5年度の利用実人数を25人／年、延べ派遣件数を275件／年と見込みます。

② 見込み量算出の背景

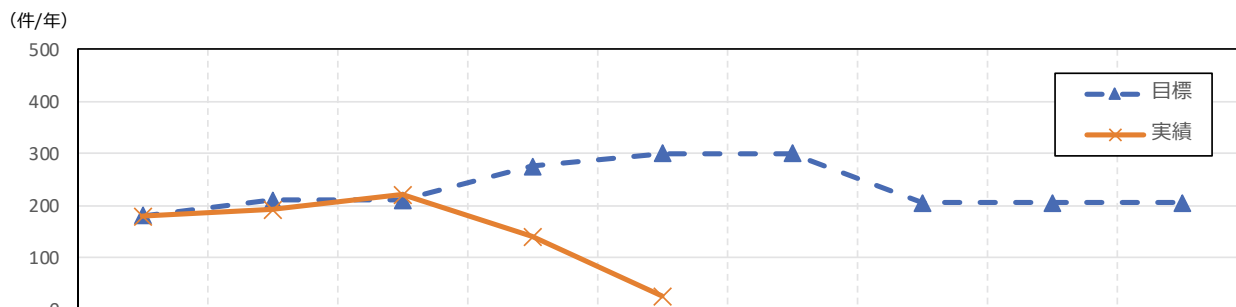
手話通訳者派遣事業は、平成30年度以降、利用実績が目標を上回っています。利用者数は23人で横ばいとなっていることから、現状の利用者数を維持したまま、1人当たりの利用回数を拡充できるように算出しています。

③ 確保の方策

サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。



＜ 実績と目標～意思疎通支援事業（要約筆記者派遣事業）～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	180	210	210	275	300	300	204	204	204
実績	179	192	220	140	25				

▼参考（利用実人数）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	6	7	7	11	12	12	12	12	12
実績	11	7	10	6	5				

④ 利用実績と今後の見込み

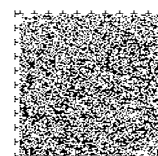
要約筆記者派遣事業の令和元年度実績の利用実人数は5人／年、延べ派遣件数は25件／年でした。本計画においては、令和5年度の利用実人数を12人／年、延べ派遣件数を204件／年と見込みます。

⑤ 見込み量算出の背景

要約筆記者派遣事業は、平成30年度以降、利用実績が目標を大きく下回っています。特に令和元年度は利用実績が急落しているため、潜在的な利用ニーズを第4期計画の実績を基に算出しています。

⑥ 確保の方策

サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。



(6) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、手話で日常会話を行うために必要な知識や技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

＜ 実績～手話奉仕員養成研修事業～ ＞

	2018年度 平成30年度		2019年度 令和元年度		2020年度 令和2年度	
	修了者数 (人)	講習時間数 (時間)	修了者数 (人)	講習時間数 (時間)	受講者数 (人)	講習時間数 (時間)
初級	33	72	21	66	21	24
中級	20	72	24	66	24	24
上級	18	72	16	66	16	24
通訳養成	6	72	10	66	10	24
試験対策	8	50	2	72	0	0

今後の見込み

本市において、登録手話通訳者を目指す人を対象に、全国手話通訳者統一試験に対応した手話通訳者養成講座を実施しています。令和元年度は、前年度に比べて初級・上級の修了者数が減少しています。なお、令和2年1月以降に発生した、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、講習時間数は減少しています。

今後、手話奉仕員の人材を更に養成・確保していくために、本事業の周知に努め、継続的に受講者を確保していきます。

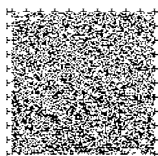
(7) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、「地域共生社会」の実現を目指していきます。障害や障害のある人への理解を深めるための教室等の開催や、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行っていきます。

今後の見込み

「西東京市障害者基本計画」の中では、重点推進項目の1つとして「障害や障害のある人への理解の推進」を掲げています。また、「西東京市地域福祉計画」の中では、「西東京市版地域共生社会」の実現を掲げており、障害の有無や性別・年齢等、様々な垣根を越えた、支え合いの地域をつくるのが本市の福祉施策の大きな目標となっています。

具体的な施策として、障害福祉に関する講演会の開催や、西東京市民まつりや障害者週間等のイベントでの普及啓発活動、西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー[※]での地域交流イベントの開催等を行っていきます。



(8) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、「地域共生社会」の実現を進めていきます。ピアサポート、災害対策活動支援、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等の支援が考えられています。

今後の見込み

本市では、障害福祉に関する団体の育成及び福祉の向上のため、福祉団体に対する運営費補助を行っています。

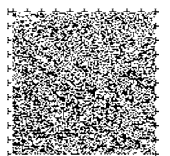
また、市内の自主団体が実施している「ペア・ピアカウンセリング」（障害のある子どもを持つ保護者が同じような悩みを持つ保護者の相談相手となる取組）等、障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動を支援していきます。

(9) 成年後見制度※利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある人のうち、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合に、その費用を支給する事業です。

今後の見込み

本市では、従来から権利擁護※センターあんしん西東京において、障害のある人や高齢者等に対する成年後見の申立支援等を行ってきたところです。障害のある人の高齢化、高齢者の障害化に伴い、利用ニーズの増加が予想されるため、今後も引き続き、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援していきます。

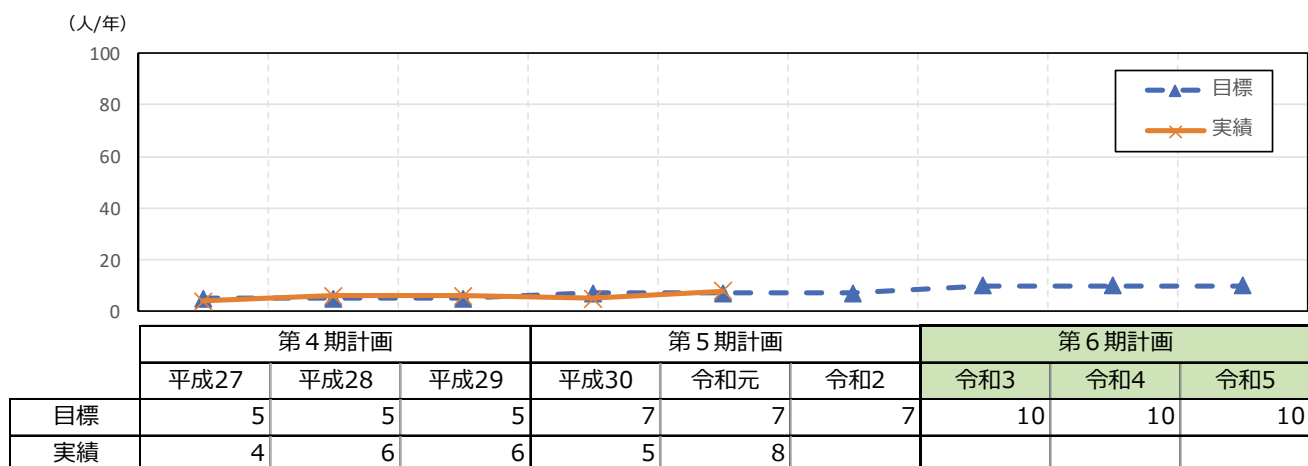


2 任意事業

(1) 在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業

在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業は、家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)に対し、巡回入浴を行うサービスです。

< 実績と目標～在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業～ >



① 利用実績と今後の見込み

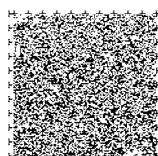
入浴サービス事業の令和元年度実績の利用者数は8人／年でした。本計画においては、令和5年度の利用者を10人／年と見込みます。

② 見込み量算出の背景

入浴サービス事業は、平成27年度以降、利用実績が7人前後で推移しており、利用ニーズに大きな変化がないことから、現状のニーズへの提供体制を維持しながら、今後の利用ニーズを踏まえて算出しています。

③ 確保の方策

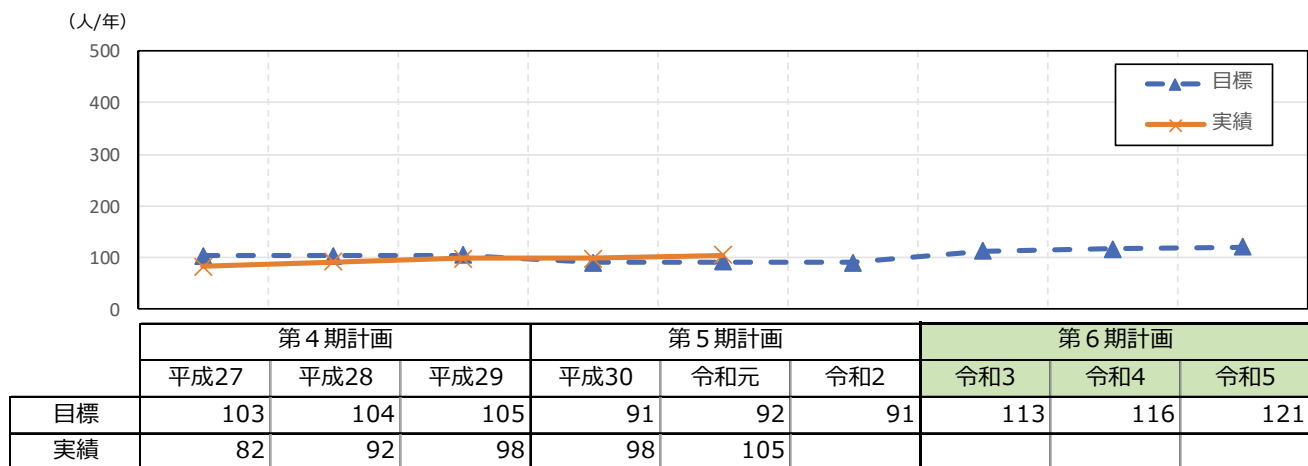
サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。



(2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、日中の時間帯の障害福祉サービス事業所において、障害のある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行うサービスです。

＜ 実績と目標～日中一時支援事業～ ＞



① 利用実績と今後の見込み

日中一時支援事業の令和元年度実績の利用者数は 105 人／年でした。本計画においては、令和5年度の利用者を 121 人／年と見込みます。

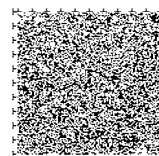
② 見込み量算出の背景

日中一時支援事業は、平成27年度以降、利用実績が徐々に微増している傾向にあります。本計画期間は障害のある人の日中活動の場の確保に注力することから、本事業への利用ニーズも高まることを見据えて算出しています。

③ 確保の方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。

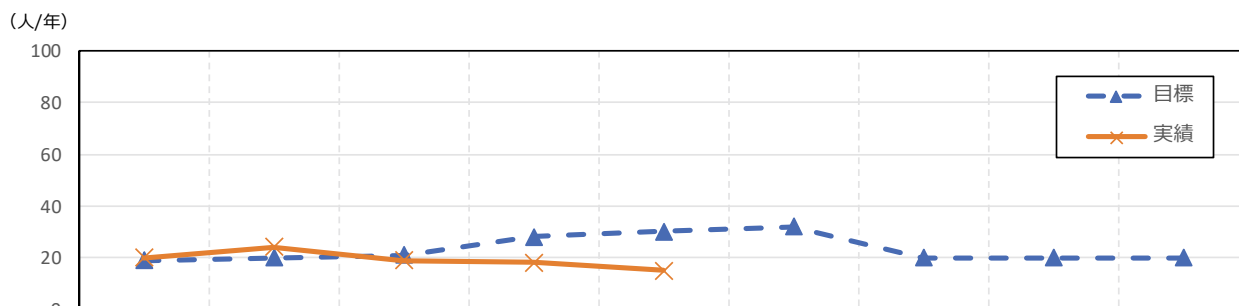
また、日中一時支援の利便性の向上を図るため、資源の柔軟な活用等について、引き続き東京都等の関係機関と調整していきます。



(3) 生活サポート事業

生活サポート事業は、日常生活に関する支援を行わなければ、障害のある人の生活に支障を来たすおそれのある人に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行うサービスです。

＜ 実績と目標～生活サポート事業～ ＞



① 利用実績と今後の見込み

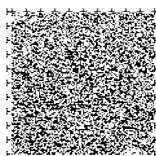
生活サポート事業の令和元年度実績の利用者数は15人／年でした。本計画においては、令和5年度の利用者を20人／年と見込みます。

② 見込み量算出の背景

生活サポート事業は、平成28年度以降、利用実績が微減している傾向にあり、目標との乖離が大きくなっています。現状の利用ニーズへの提供体制を維持しながら、今後のニーズの変化を踏まえて算出しています。

③ 確保の方策

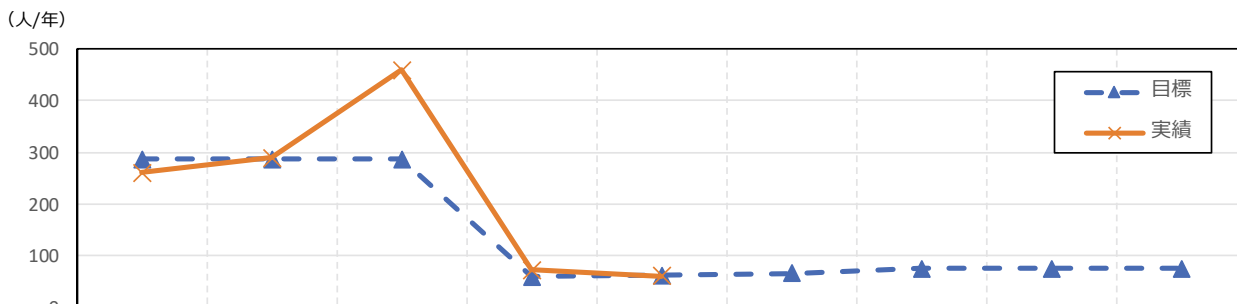
サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。



(4) 障害者スポーツ支援事業（社会参加促進事業）

障害者スポーツ支援事業は、市内在住の障害のある人及び市内の障害福祉サービス事業所等に通所する市外在住の障害のある人に対して、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図る事業です。

＜ 実績と目標～障害者スポーツ支援事業（社会参加促進事業）～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
目標	287	287	287	59	62	66	75	75	75
実績	261	289	459	72	60				

(平成 27 年度から 29 年度までは延べ人数、平成 30 年度以降は実人数)

① 利用実績と今後の見込み

障害者スポーツ支援事業の令和元年度実績の利用者数は 60 人／年でした。本計画においては、令和 5 年度の利用者を 75 人／年と見込みます。

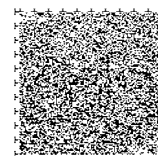
② 見込み量算出の背景

障害者スポーツ支援事業は、平成 29 年度以降、利用実績が 70 人／年前後で推移し、横ばいとなっています。現状の利用ニーズへの提供体制を維持しながら、今後のニーズの変化を踏まえて算出しています。

③ 確保の方策

年齢や体力に応じたスポーツによる筋力や体力の向上を図り、障害のある人がスポーツに参加できるよう、サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知を進めていきます。

また、スポーツを行える機会の充実や環境づくりに努めていきます。



第6章 障害福祉計画・障害児福祉計画の着実な推進に向けて

1 障害福祉サービス・障害児通所支援の提供体制の整備

(1) 障害福祉サービスや支援に関する情報周知の拡充

障害のある人の地域での生活を支えるためには、支援を必要としている人が適切な障害福祉サービスを受けられるための体制が必要不可欠です。

本市では様々な障害福祉サービスや支援を提供していますが、アンケート調査の結果から、障害福祉サービスの情報や市内の障害福祉施設に関する情報についての認知度に、市民によって差があることが確認されています。

障害福祉サービスの利用者や希望する人だけでなく、情報を入手しづらい環境や状態にある人に対しても、確実な情報の周知を行うことによって、障害福祉サービスや支援、相談先があることを知ってもらい、まずは相談していただくための取組を、より一層強化していくことが必要です。

本市では、3つの地域活動支援センターに加え、令和2年10月より基幹相談支援センターを市直営と事業所（基幹相談支援センター・えぽっく）の複数体制として、地域の相談支援体制の基盤を強化しました。また、庁内の関係部署と連携し、地域活動支援センターや基幹相談支援センターの取組や障害福祉に関する情報の積極的な周知に取り組むことで、障害福祉サービスや支援を必要としている人に情報が届きやすい環境づくりを行っていきます。

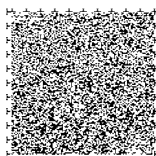
(2) 庁内の関係部署との連携や庁外の関係機関との協働による社会資源の活用

障害福祉サービスの拡充に向けては、既存の障害福祉サービス事業所への支援とともに、新規参入事業者への支援も必要になります。新規事業所の誘致や施設整備に向けた支援については、庁内の関係部署と連携した取組を行っていきます。

また、障害のある人の地域での生活には、障害福祉サービスだけでなく、日常的な生活や地域活動の場といった居場所の確保も必要になってきます。庁外の関係機関と協働した取組を増やすことで、多様な居場所を地域に確保できるよう努めていきます。

(3) 財源の確保

障害福祉計画に掲げる数値目標を達成するとともに、今後見込まれる障害福祉サービスの利用ニーズに対応できるよう、計画実現のための予算計画を早期に検討し、国や東京都の補助金等の活用を含め、必要な財源の確保に努めていきます。



(4) 障害福祉サービスを担う人材の確保・定着、育成支援

障害福祉サービスの需要の増加に伴い、提供体制を担保するための福祉人材の確保・定着がとても重要になってきています。

東京都等における人材確保の取組と連携した確保策を講じるとともに、市内の障害福祉サービス事業所に勤務する人材のスキルアップに向けた取組を検討することで、人材の定着と質の向上を図っていきます。

また、今後、地域生活支援拠点等の整備においても、専門的人材の確保や育成について、研修会や事例検討会を実施していきます。

(5) 障害福祉サービスの質の向上

障害福祉サービスの提供量の確保と並行して、個々の障害福祉サービスの質の向上を図ることが必要になります。

整備に一定の目途が立った障害福祉サービスについては、現状の提供量を維持しながら、市による指導、第三者評価の促進等を通じた質の向上に取り組んでいきます。

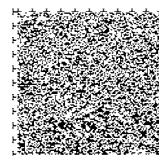
また、事業所連絡会等の連携の場を活用して、事業所間の情報共有や地域課題の共有、市との連携等を強化し、本市全体の障害福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。

(6) 多様な支援ニーズや生活課題への対応力の向上

障害福祉サービスの利用者は、身体・知的・精神の3障害に限らず、難病患者や医療的ケアの必要な障害のある人、発達障害のある人等、この数年間で多様化・複雑化してきています。また、一人ひとりの生活背景には、高齢化に伴う介護保険サービスの必要がある人やアルコール・ギャンブル等への依存症のある人、ダブルケアを行う人やヤングケアラー等介護をする人の負担増、収入の減少等による生活困窮等、様々な生活課題があるため、利用者のニーズへの対応は柔軟かつ専門的なスキルと体制が必要になっていきます。

対応力の向上に向けて、東京都等をはじめとする外部の専門機関と連携した体制をより一層強化していくとともに、市内における利用者のニーズ変化の把握に努め、市内の障害福祉サービスの提供に必要な不可欠な専門性を踏まえた対策を行っていきます。

また、障害のある人が地域社会とのつながりを維持できるよう、3つの地域活動支援センターがそれぞれの特性を生かしながら連携して支援を進めていきます。



2 新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、誰もが予想しなかった未曾有の社会経済環境の変化があり、不安や不便を感じている障害のある人やその家族に対し、いつでも非常時に備えられるフレキシブルな体制の構築が必要となっています。

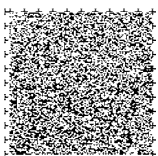
新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑え、新しい生活様式に対応し、障害福祉サービス事業所等が必要な障害福祉サービスを継続して提供できる体制を改めて検討する必要があります。

本市では、業務の非対面型、非接触型の障害福祉サービスの転換を図る一方で、見守りや声かけ等の安否確認が必要な場合等については、「つながり」のある適切な支援を行えるよう、現実に行き来している状況の変化に対し迅速に取り組んでいきます。

3 PDCA サイクルによる進捗管理

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、PDCA サイクルに基づいて、本計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の施策への反映状況を市民に公開します。



資料編

1 計画の策定経緯

本計画の策定に当たっては、市民や支援者、障害福祉サービス事業者等の意見を踏まえつつ、西東京市地域自立支援協議会※（計画策定部会）での協議を重ねてきました。

(1) アンケート調査・ヒアリング調査の実施

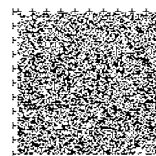
① アンケート調査

計画策定に向けて、令和元年 10 月時点で市内に在住する障害のある人及び障害のある子ども、特別支援教室※・通級指導学級※等に通う児童・生徒の保護者、本市が支給決定を行っている障害のある人が入居している市内外の入所施設を対象に、生活状況や障害福祉サービスの利用状況及び意向を把握するためのアンケート調査を令和元年 10 月から令和 2 年 2 月にかけて実施しました。

対象種別	対象者	発送数	回収数	回収率
身体障害者調査	身体障害者手帳※所持者	910 人	427 件	46.9%
知的障害者調査	愛の手帳（療育手帳）※所持者	215 人	101 件	47.0%
精神障害者調査	精神障害者保健福祉手帳※所持者	240 人	77 件	32.1%
自立支援医療費制度 受給者調査	自立支援医療（精神通院医療）を受けている人	100 人	40 件	40.0%
難病患者調査	難病医療費等助成対象疾病を患っている人	200 人	95 件	47.5%
発達障害者調査	発達障害と診断されたことがある人	50 人	1 件	2.0%
合 計		1,715 人	741 件	43.2%

（発達障害者調査について）

回収数が少なく、統計的な有意性を担保できないことから、障害種別による結果を割愛しています。なお、調査全体集計には反映されています。



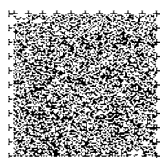
対象種別	対象者	発送数	回収数	回収率
児童調査	障害者手帳を持っている、自立支援医療（精神通院医療）を受けている、難病医療費等の助成対象となっている児童・生徒とその保護者	300人	128件	42.7%
特別支援教育調査	障害の有無にかかわらず特別支援教育を受けている児童の保護者	101人	57件	56.4%
合 計		401人	185件	46.1%

対象種別	対象者	発送数	回収数	回収率
施設入所者調査	本市から支援決定を受けた人が入所している障害者施設	50件	36件	72.0%

②ヒアリング調査

計画策定に向けて、市内の当事者団体や障害福祉サービス事業者等を対象に、地域ニーズの実態や今後の活動方針、不足している公的支援等を把握するためのヒアリング調査を令和元年11月から令和2年1月にかけて実施しました。

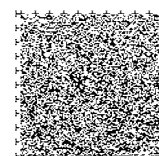
対象種別	詳細	件数
当事者団体・家族会	親の会や障害種別の当事者団体等	10団体
特別支援学校	市内の児童・生徒が通う特別支援学校のPTA	3団体
障害福祉サービス事業者	市内に所在している各種障害福祉サービス別の事業所（ヒアリンググループ） 訪問系サービス、生活介護、グループホーム、自立訓練、就労支援、相談支援、地域活動支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス	32事業所



(2) 西東京市地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

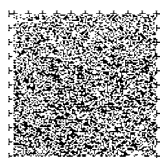
分類	職業等	氏名
学識経験者	武蔵野大学人間科学部 准教授	木下 大生
	日本福祉大学福祉経営学部 助教	川口 真実
	星槎大学共生科学部 非常勤講師	平 雅夫
保健及び 医療関係者	東京都多摩小平保健所 地域保健統括課長代理	本田 浩子
	医療法人社団薫風会 山田病院 院長	山田 雄飛
教育関係者	東京都立田無特別支援学校 副校長	菊地 直樹
	西東京市教育委員会 教育部 教育指導課長	山縣 弘典
雇用関係機関	社会福祉法人さくらの園 就労支援センター・一歩 施設長	江口 めゆ
障害福祉 サービス事業者	特定非営利活動法人ハートフィールド たなし工房 施設長	渡辺 真也
	特定非営利活動法人ミモザ 西東京市保谷障害者福祉センター 施設長	小川 よし子
	株式会社たまみずき 代表取締役	櫻井 元
	社会福祉法人田無の会 たんぼぼ 施設長	高橋 加寿子
障害当事者・ 家族・関係機関	西東京市障がい者福祉をすすめる会 会長	根本 尚之
	西東京市民生委員児童委員協議会	麓 良久
	西東京市社会福祉協議会 福祉支援課長 (あんしん西東京)	関根 裕恵
	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート	山崎 政俊



(3) 令和2年度 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会委員名簿

(敬称略)

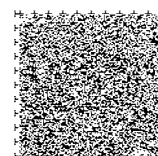
分類	職業等	氏名
学識経験者	武蔵野大学人間科学部 准教授	木下 大生
	東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター 教授	大伴 潔
保健及び 医療関係者	医療法人社団薫風会 山田病院 医療連携・相談室長	山口 さおり
	医療法人社団時正会 佐々総合病院 リハビリテーション科長	小澤 伸治
障害福祉施設 関係者等	社会福祉法人さくらの園 理事長	橋爪 亮乃
	西東京市障がい者福祉をすすめる会 会長	根本 尚之
	株式会社たまみずき 代表取締役	櫻井 元
	武蔵野東高等専修学校 教員統括部長	天宮 一大
公募市民		小矢野 和子
		久松 順子
		鵜澤 和子



(4) 西東京市地域自立支援協議会（計画策定部会）の実施

西東京市地域自立支援協議会の計画策定部会における協議の経過は以下のとおりです。

日程		協議内容
令和2年 (2020年)	6月29日	第1回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 ・部会の設置に関する事 ・計画の全体方針、策定スケジュールに関する事 ・アンケート調査の結果概要に関する事
	7月29日	第2回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 ・前期計画の振り返り ・次期計画の重点推進項目に関する事（1回目）
	8月28日	第3回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 ・次期計画の重点推進項目に関する事（2回目） ・計画骨子に関する事
	10月9日	第4回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 計画素案の検討について
	10月30日	第5回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 計画素案の検討について
令和3年 (2021年)	2月3日	第6回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 計画素案の検討について (新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたため、書面開催)



(5) パブリックコメント等の実施

①意見募集期間

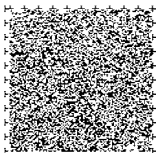
令和2年12月11日から令和3年1月11日まで

②意見募集方法

- ・令和2年12月11日から令和3年1月11日にかけて、市のホームページにてパブリックコメントを実施しました。
- ・令和2年12月18日に開催予定であった市民説明会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となりました。(その代替りとして、パブリックコメントの中で計画素案の説明動画を配信しました。)
- ・令和2年12月14日及び15日に開催した障害者週間のイベントにてパブリックコメントの周知を行いました。

③意見提出件数等

- ・提出人数：7人
- ・意見件数：33件

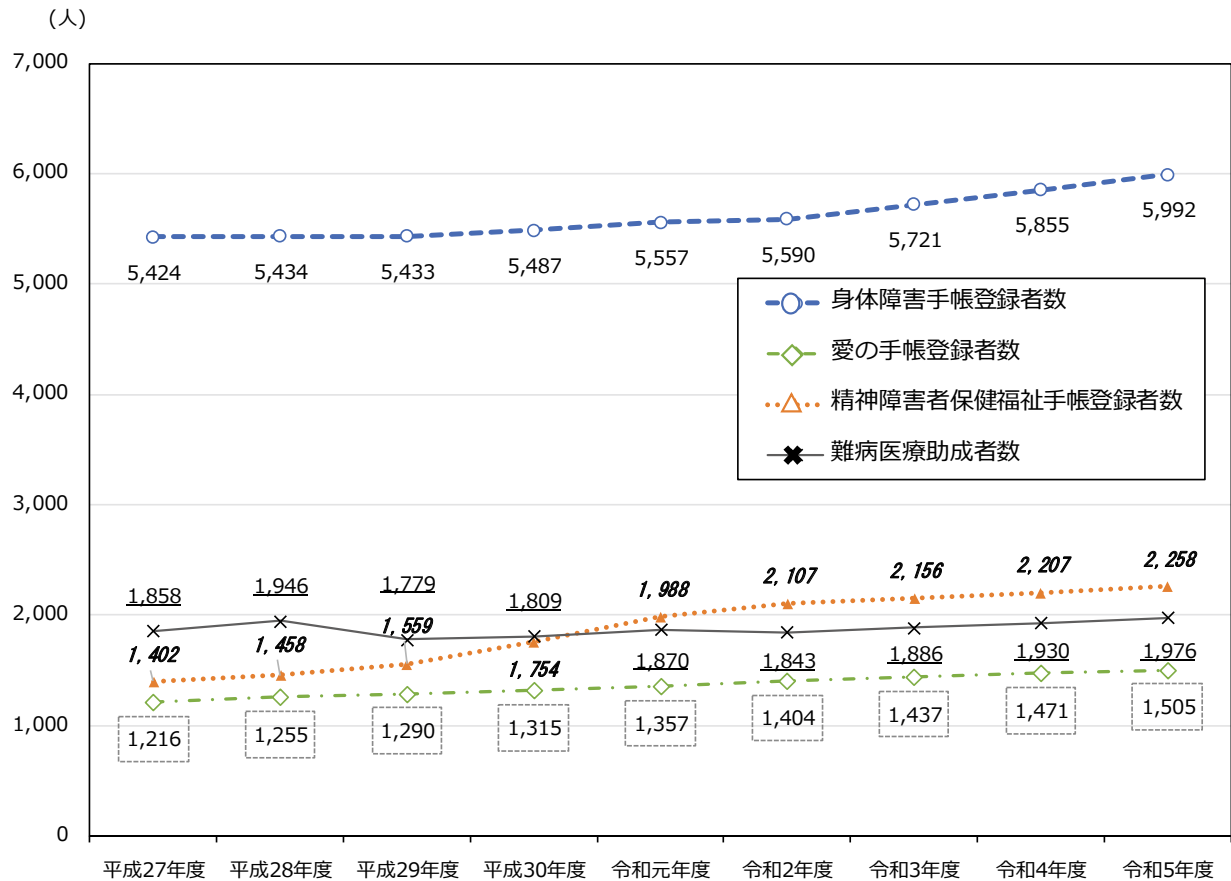


2 手帳所持者等の推移

(1) 本市の障害者数の推移

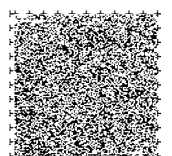
本市の障害者手帳所持者と指定難病患者数は増加しており、特に精神保健福祉手帳所持者数については、令和元年度には1,988人となり、平成27年度に比べて約1.4倍となっています。

< 障害者数の推移 >



障害福祉課調べ（各年度3月末時点）

平成27年度から令和元年度までは実績値、令和2年度以降は推計値



(2) 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度に 5,557 人となっており、平成 27 年度からの 4 年間で 133 人増加（約 1.02 倍）となっています。

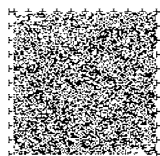
程度別の比率については、1・2 級の重度者が 2,738 人（49.3%）と約半数を占めています。

< 程度別の身体障害者手帳所持者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度
合計	5,424 (100%)	5,434 (100%)	5,433 (100%)	5,487 (100%)	5,557 (100%)
1 級	1,870 (34.5%)	1,878 (34.6%)	1,877 (34.5%)	1,889 (34.4%)	1,920 (34.6%)
2 級	802 (14.8%)	821 (15.1%)	813 (15.0%)	817 (14.9%)	818 (14.7%)
3 級	814 (15.0%)	808 (14.9%)	817 (15.0%)	839 (15.3%)	845 (15.2%)
4 級	1,337 (24.6%)	1,318 (24.3%)	1,328 (24.4%)	1,330 (24.2%)	1,354 (24.4%)
5 級	359 (6.6%)	371 (6.8%)	362 (6.7%)	374 (6.8%)	379 (6.8%)
6 級	242 (4.5%)	238 (4.4%)	236 (4.3%)	238 (4.3%)	241 (4.3%)

障害福祉課調べ



< 障害種別の身体障害者手帳所持者数の推移 >

	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度
合計	5,424	5,434	5,433	5,487	5,557
視覚障害	336	338	334	332	336
聴覚障害	479	475	467	470	491
言語障害	74	80	81	83	85
肢体不自由	2,716	2,718	2,706	2,721	2,726
内部障害	1,819	1,823	1,845	1,881	1,919
心臓	894	908	905	931	953
じん臓	457	451	459	456	466
呼吸器	90	93	98	102	100
小腸	5	5	5	5	6
ぼうこう・直腸	305	297	310	316	322
免疫	60	59	59	61	63
肝臓	8	10	9	10	9

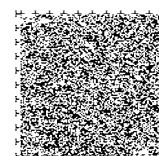
障害福祉課調べ

< 年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移 >

(上段：人数、下段：構成比)

	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度
18 歳未満	137 (2.5%)	135 (2.5%)	123 (2.3%)	125 (2.3%)	123 (2.2%)
18 歳以上	5,287 (97.5%)	5,299 (97.5%)	5,310 (97.7%)	5,362 (97.7%)	5,434 (97.8%)

障害福祉課調べ



(3) 知的障害者（児）の状況

愛の手帳所持者数は、令和元年度に 1,357 人となっており、平成 27 年度からの 4 年間で 141 人増加（約 1.12 倍）となっています。

程度別でみると、4 度（軽度）の人が平成 27 年度からの 4 年間で 85 人増加（約 1.15 倍）となっており、1 度から 3 度までに比べて増加割合が高くなっています。

< 程度別の愛の手帳所持者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度
合計	1,216 (100%)	1,255 (100%)	1,290 (100%)	1,315 (100%)	1,357 (100%)
1 度	41 (3.4%)	43 (3.4%)	43 (3.3%)	43 (3.3%)	44 (3.2%)
2 度	321 (26.4%)	326 (26.0%)	332 (25.7%)	338 (25.7%)	346 (25.5%)
3 度	289 (23.8%)	299 (23.8%)	303 (23.5%)	304 (23.1%)	317 (23.4%)
4 度	565 (46.5%)	587 (46.8%)	612 (47.4%)	630 (47.9%)	650 (47.9%)

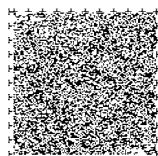
障害福祉課調べ

< 年齢別の愛の手帳所持者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度
18 歳未満	330 (27.1%)	311 (24.8%)	305 (23.6%)	290 (22.1%)	296 (21.8%)
18 歳以上	886 (72.9%)	944 (75.2%)	985 (76.4%)	1,025 (77.9%)	1,061 (78.2%)

障害福祉課調べ



(4) 精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度に 1,988 人となっており、平成 27 年度からの 4 年間で 586 人増加（約 1.42 倍）となっています。

程度別でみると、1 級から 3 級までの全てで、平成 27 年度からの 4 年間で約 1.4 倍の増加となっており、精神障害のある人は全体的に高い増加傾向にあります。

< 程度別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度
合計	1,402 (100%)	1,458 (100%)	1,559 (100%)	1,754 (100%)	1,988 (100%)
1 級	88 (6.3%)	86 (5.9%)	94 (6.0%)	104 (5.9%)	124 (6.2%)
2 級	727 (51.9%)	770 (52.8%)	817 (52.4%)	934 (53.2%)	1,016 (51.1%)
3 級	587 (41.9%)	602 (41.3%)	648 (41.6%)	716 (40.8%)	848 (42.7%)

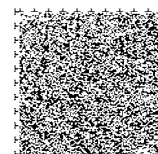
障害福祉課調べ

< 年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	H29 2017 年度	H30 2018 年度	H31/R1 2019 年度
18 歳未満	37 (2.4%)	42 (2.4%)	63 (3.2%)
18 歳以上	1,522 (97.6%)	1,712 (97.6%)	1,925 (96.8%)

障害福祉課調べ



(5) 難病患者の状況

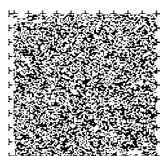
難病医療費等助成者数については、令和元年度に 1,870 人となっており、4 年前の平成 27 年度から一旦増加・減少し、平成 30 年度から増加し続けています。

< 難病医療費等助成者数の推移 >

	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度
人数	1,858	1,946	1,779	1,809	1,870

平成 27 年度の難病患者数は難病者福祉手当（市制度）受給者数

障害福祉課調べ

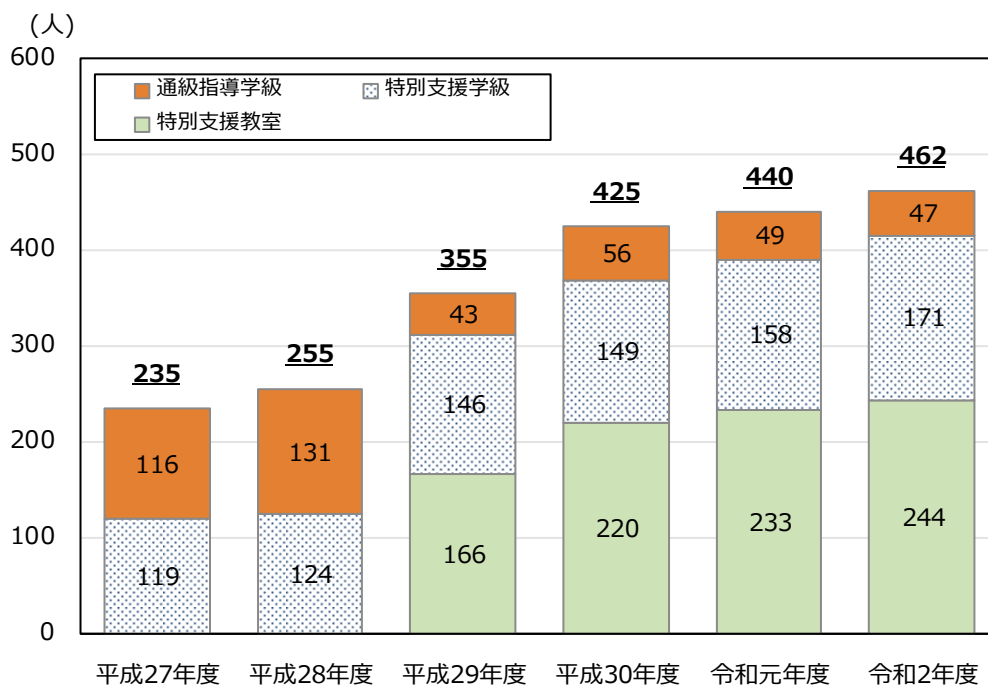


3 児童・生徒等の推移

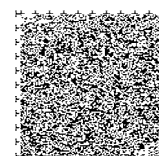
(1) 特別支援教育を必要とする小学生の状況

市立小学校における特別支援教育を受けている小学生の児童数は、令和2年度に462人となっており、5年前の平成27年度から227人増加（約1.97倍）となっています。

＜ 市立小学校（特別支援学級※等）に通う児童数の推移 ＞



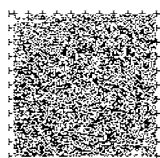
障害福祉課調べ



＜ 市立小学校（特別支援学級等）別の児童の状況（令和2年5月時点） ＞

	特別支援教室			特別支援学級※		通級指導学級	
	児童数 (人)	L教室 (人)	S教室 (人)	児童数 (人)	学級 (学級数)	児童数 (人)	学級 (学級数)
合計	244	52	192	171	25	47	4
田無小学校	15	7	8	53	8	—	—
保谷小学校	15	5	10	—	—	25	2
保谷第一小学校	20	2	18	—	—	—	—
保谷第二小学校	17	2	15	—	—	—	—
谷戸小学校	14	1	13	—	—	—	—
東伏見小学校	11	2	9	—	—	—	—
中原小学校	12	4	8	49	7	—	—
向台小学校	11	3	8	—	—	—	—
碧山小学校	15	2	13	—	—	—	—
芝久保小学校	5	—	5	—	—	22	2
栄小学校	23	4	19	—	—	—	—
谷戸第二小学校	14	4	10	—	—	—	—
東小学校	6	2	4	34	5	—	—
柳沢小学校	13	2	11	35	5	—	—
上向台小学校	14	4	10	—	—	—	—
本町小学校	11	2	9	—	—	—	—
住吉小学校	10	3	7	—	—	—	—
けやき小学校	18	3	15	—	—	—	—

障害福祉課調べ

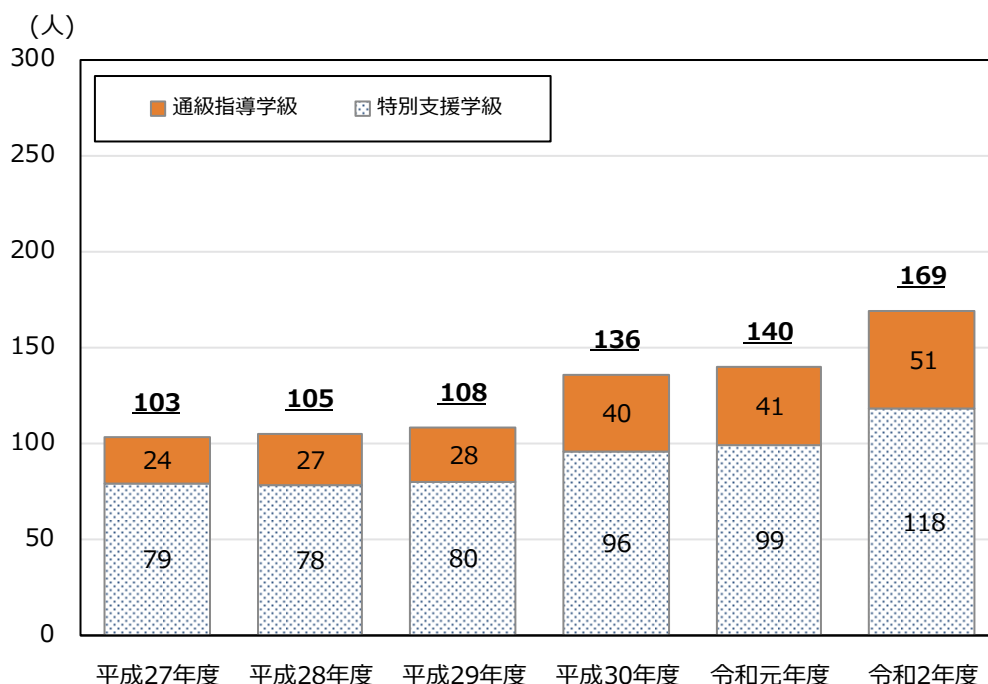


(2) 特別支援教育を必要とする中学生の状況

市立中学校における特別支援教育を受けている中学生の生徒数は、令和2年度に169人となっており、5年前の平成27年度から66人増加（約1.64倍）となっています。

（中学校での通級指導学級は、令和3年度から特別支援教室へ移行します。）

＜ 市立中学校（特別支援学級等）に通う生徒数の推移 ＞

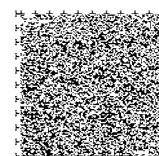


障害福祉課調べ

＜ 市立中学校（特別支援学級等）別の生徒の状況（令和2年5月時点） ＞

	特別支援学級		通級指導学級	
	生徒数 (人)	学級 (学級数)	生徒数 (人)	学級 (学級数)
合計	118	17	51	6
田無第一中学校	34	5	—	—
田無第二中学校	—	—	25	3
保谷中学校	50	7	—	—
青嵐中学校	34	5	—	—
明保中学校	—	—	26	3

障害福祉課調べ

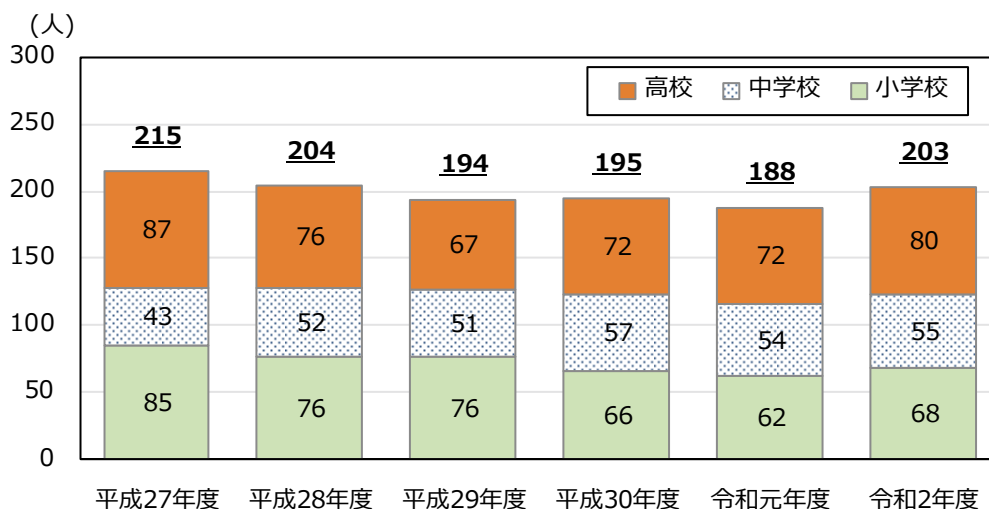


(3) 特別支援学校に通う児童・生徒の状況

特別支援学校に通う児童・生徒数は、令和2年5月1日時点で203人となっており、5年前の平成27年度時点から若干の減少傾向にあります。

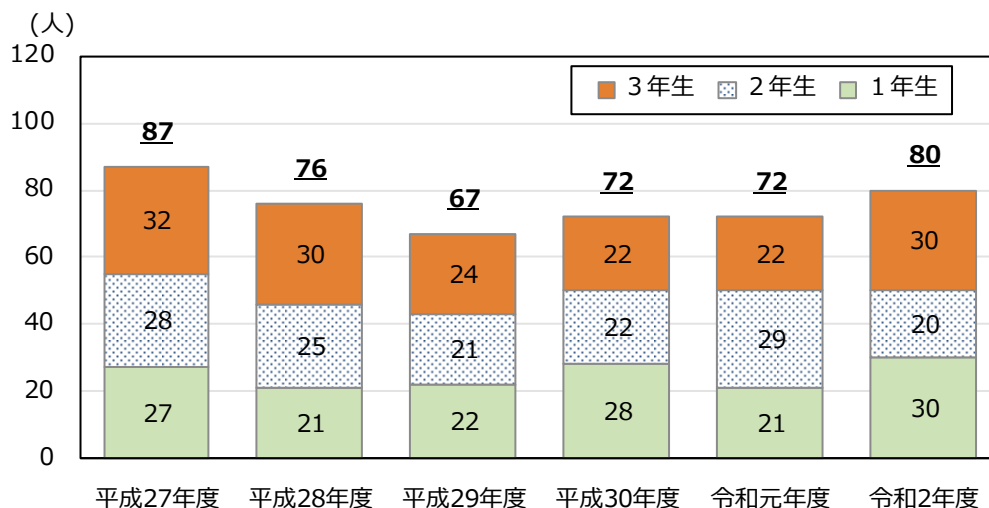
高校生の学年別の推移をみると、高校1年生は令和2年度で30人となっており、過去5年間で最も多くなっています。

＜ 特別支援学校に通う小中高生の推移 ＞

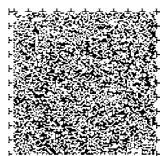


障害福祉課調べ

＜ 特別支援学校に通う高校生の学年別の推移 ＞



障害福祉課調べ



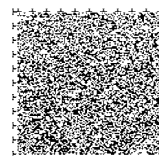
4 市内の障害福祉関連施設の推移

本市内の障害福祉関連施設等の事業所数は以下のとおりです。

< 市内の障害福祉施設の推移 > (事業所数) 各年度4月1日時点

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護給付	居宅介護	29	30	31	30	26	24
	重度訪問介護	24	25	26	25	20	19
	同行援護	11	12	11	10	7	6
	行動援護	3	3	4	4	3	4
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	短期入所	4	4	4	3	3	4
	療養介護	0	0	0	0	0	0
	生活介護	6	5	6	6	7	7
	施設入所支援	2	1	1	1	1	1
訓練等給付	自立訓練（生活訓練）	0	0	0	1	1	1
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	1	1	1	1	3	3
	就労継続支援（A型）	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援（B型）	8	8	9	9	9	11
	就労定着支援	-	-	-	1	1	2
	自立生活援助	-	-	-	0	0	0
	共同生活援助	13	13	14	15	15	16
障害児通所支援	児童発達支援	3	2	2	2	3	3
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	7	10	17	17	16	17
	保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	-	-	-	0	0	0
	多機能型	2	1	1	1	2	2
相談支援	地域移行支援	4	4	4	4	3	6
	地域定着支援	3	3	3	3	2	5
	計画相談支援	11	10	12	15	14	15
	障害児相談支援	6	5	7	9	9	10
その他	基幹相談支援センター	0	1	1	1	1	1
	地域活動支援センター	2	2	3	3	3	3
	児童発達支援センター	0	0	0	0	0	0

障害福祉課調べ



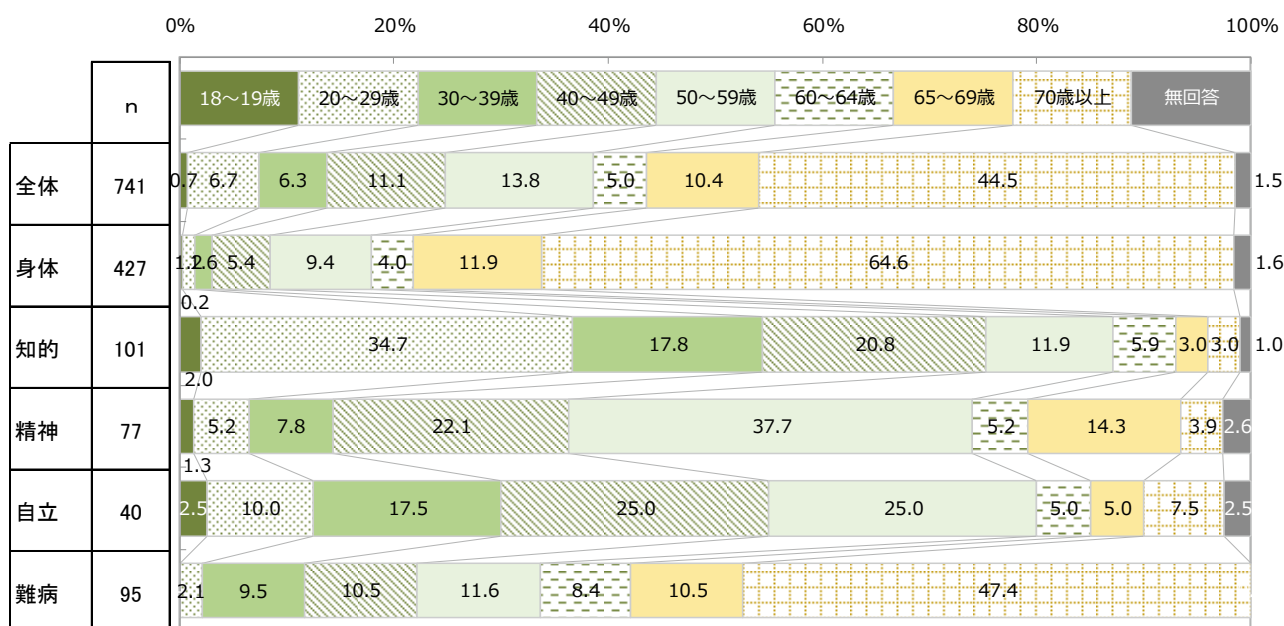
5 アンケート調査・ヒアリング調査の結果

令和元年度に実施したアンケート調査・ヒアリング調査の結果から得られた主な課題は以下のとおりです。

(1) 障害のある人及びその介助者の高齢化

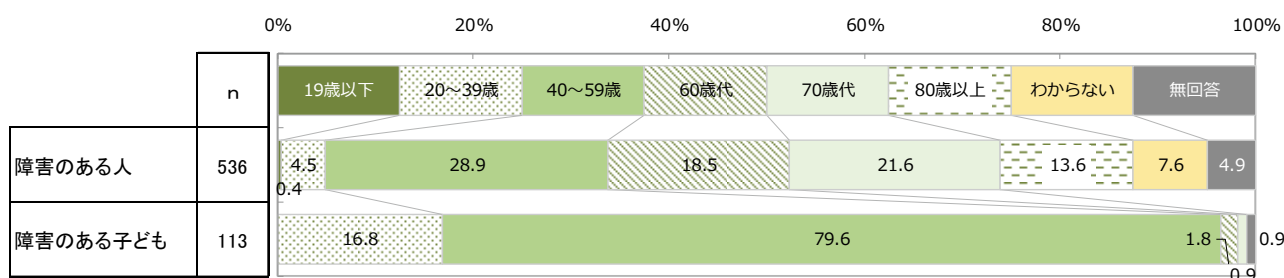
18歳以上の障害のある人に対して実施したアンケート調査のうち、回答した人の半数以上が「65歳以上」となっており、特に身体障害のある人や難病患者では大半が高齢者となっています。

【回答者の年齢（障害のある人）】

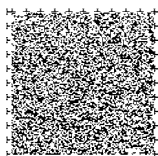


また、障害のある人の主な介助者についても高齢化が進んでおり、障害のある人では介助者の年齢が「60歳以上」が53.7%となっています。障害のある子どもの主な介助についても「40歳以上」が82.3%となっており、全ての子どもが成人する20年後には、現在の主な介助者の大半が「60歳以上」となります。

【主な介助者の年齢】



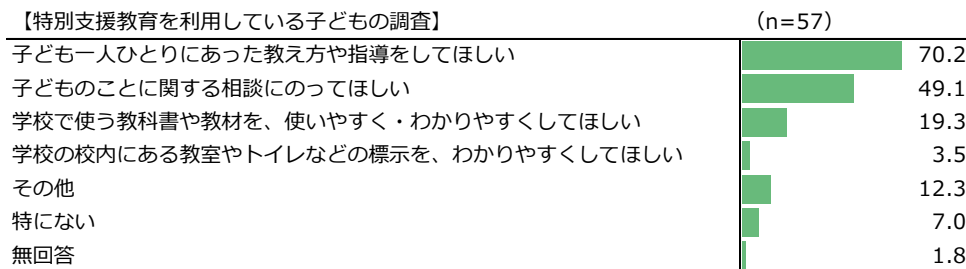
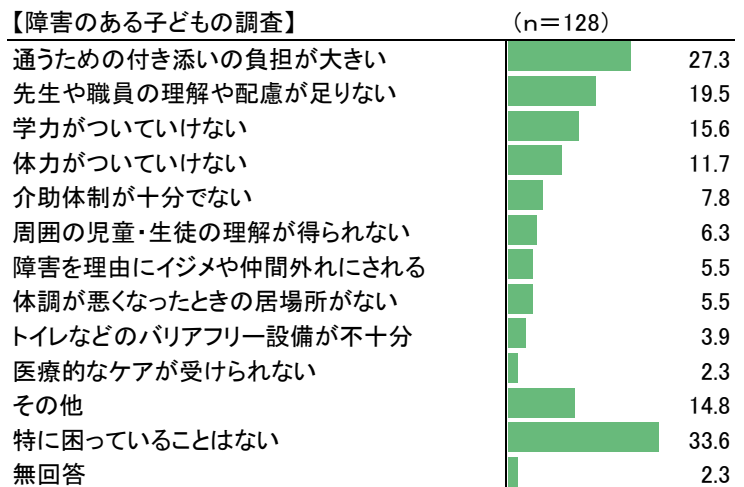
(主な介助者が「いる」場合のみ回答)



(2) 子どもの学校などの生活の課題

障害のある子どもの保育園や学校などの生活で困っていることは「付き添うための負担」が挙げられています。特に「特に困っていることはない」という回答が最も高くなっています。

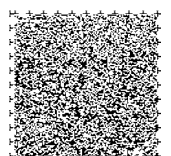
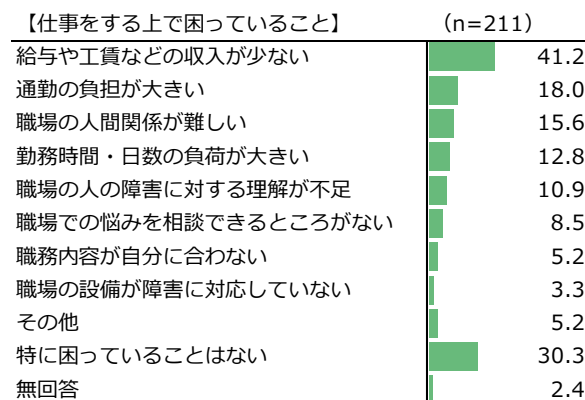
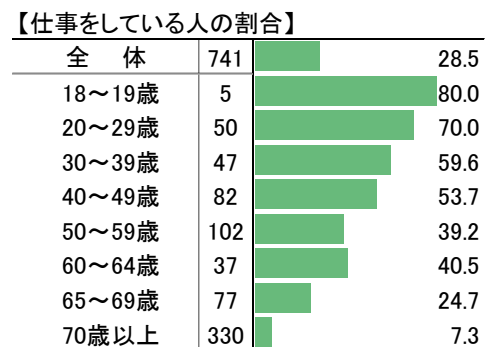
また、特別支援教育を利用している子どもの保護者が、学校教育に望むことは、「一人ひとりにあった教え方や指導をしてほしい」や「子どものことに関する相談にのってほしい」という回答が多くなっています。



(3) 障害のある人が仕事をする上での課題

障害のある人のうち、収入を伴う仕事をしている人は28.5%となっています。年齢別でみると、特に18歳から49歳の若い世代では、半数以上が就労しています。

仕事をする上で困っていることは、「給与や工賃などの収入が少ない」という回答が41.2%と最も多くなっています。



(4) 障害福祉サービスの利用状況と今後の意向

障害のある人と子どもの障害福祉サービスの利用状況（過去1年以内）について、障害福祉サービスを利用している割合は、障害のある子どもでは、全ての年齢区分で半数を上回っています。一方で、障害のある人では、「20～29歳」で78.0%となっているものの、他の年代では半数を大きく下回っています。

また、障害のある人の5年後の暮らし方に関する意向としては、「自宅で家族や親戚などと一緒に暮らしたい」や「自宅で訪問や通いの福祉サービスを活用しながら暮らしたい」といった住み慣れた家や地域での生活を希望する割合が高くなっています。一方で、40歳未満の若い世代では「ひとり暮らしがしたい」「グループホームで暮らしたい」という地域での自立した生活への意向も確認できます。

【障害福祉サービスを利用している人の割合】

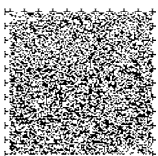
障害のある子ども	年齢区分	人数	割合
障害のある子ども	0～2歳	2	100.0
	3～5歳	12	66.7
	6～8歳	18	66.7
	9～11歳	34	73.6
	12～14歳	26	65.4
	15～17歳	36	55.6
障害のある人	18～19歳	5	20.0
	20～29歳	50	78.0
	30～39歳	47	34.0
	40～49歳	82	39.0
	50～59歳	102	26.5
	60～64歳	37	29.7
	65～69歳	77	23.4
	70歳以上	330	28.5

	調査数	ひとり暮らしがしたい	と自宅で家族や親戚など一緒に暮らしたい	が社宅で訪問や通いの福祉サービスを活用したい	したいグループホームで暮らしたい	施設に入所して暮らしたい	わからない	無回答
全体	741	8.1	38.3	13.8	6.1	4.6	19.7	9.4
18～19歳	5	20.0	40.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0
20～29歳	50	8.0	36.0	10.0	24.0	0.0	14.0	8.0
30～39歳	47	14.9	51.1	2.1	14.9	0.0	14.9	2.1
40～49歳	82	14.6	42.7	4.9	8.5	3.7	18.3	7.3
50～59歳	102	11.8	47.1	7.8	4.9	0.0	20.6	7.8
60～64歳	37	2.7	54.1	2.7	2.7	5.4	21.6	10.8
65～69歳	77	11.7	28.6	15.6	5.2	5.2	23.4	10.4
70歳以上	330	4.2	33.6	21.2	2.4	7.3	20.3	10.9

(5) 障害及び障害者理解の状況

障害を理由にした差別・偏見について、障害のある人では「ほとんど感じることはない」が54.8%となっているのに対して、障害のある子どもでは25.8%となっており、子どもやその保護者は障害に対する差別や偏見を受けやすい環境にある可能性があります。

	調査数	ほとんど感じることはない	たまに感じる	いつも感じる	わからない	無回答
障害のある人	741	54.8	25.5	6.1	10.4	3.2
障害のある子ども	128	25.8	57.0	14.1	2.3	0.8



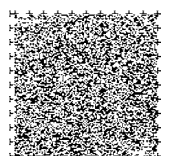
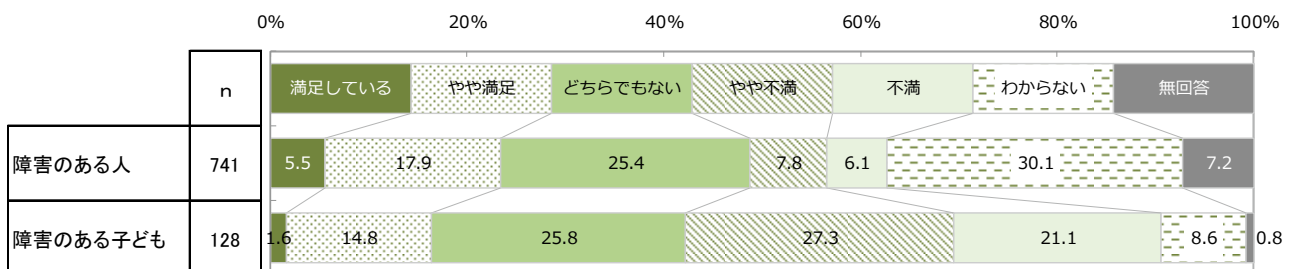
(6) 障害福祉施策に対する理解と評価

本市の相談支援センター・えぼっく（令和2年10月から基幹相談支援センター）の認知度は、障害のある人では20.2%、障害のある子どもでは50.8%となっています。特に、障害福祉サービスを利用したことがない人での認知度が低くなっています。

	調査数	知っている ところが あ利	知っている ところが な利	知らない	無回答
障害のある人	741	5.5	14.7	69.4	10.4
サービスを利用したことがある	240	10.4	19.6	60.0	10.0
サービスを利用したことがない	418	3.1	12.9	78.0	6.0
障害のある子ども	128	10.2	40.6	48.4	0.8
サービスを利用したことがある	84	11.9	48.8	38.1	1.2
サービスを利用したことがない	40	5.0	27.5	67.5	0.0

本市における障害福祉施策への満足度について、「満足している」「やや満足」の合計は、障害のある人では23.4%、障害のある子どもでは16.4%となっています。

また、障害のある人では、「わからない」が30.1%となっており、市の障害福祉施策が適切に届いていない可能性があります。



(7) 当事者団体、家族会等の活動団体の意見

① 生活に必要な情報の取得方法について

- 障害のある人やその家族の生活状況に合わせた効果的な情報提供ができるよう、相談支援員などのスキルアップを図ることが必要。
- 市外の特別支援学校でも、本市の情報を入手できるような工夫が必要。
- 障害者のしおりは具体的な情報が不足しており、市報等は情報を探す負担が大きいため、欲しい情報を検索できるような補足ツールが必要。

② 地域で生活する上で不足している障害福祉サービスについて

- 生活介護や就労継続支援 B 型等の日中活動の場が不足している。
- 身体障害のある人の対応が可能なグループホームや、体験入所やショートステイなど、施設等での生活に慣れるための利用枠や取組が必要。
- 放課後等デイサービスの質の向上や肢体不自由児に対応できる事業所の拡充が必要。
- 発達障害児や医療的ケア児に対応可能な事業所の確保や、既存の教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れを進めることが必要。

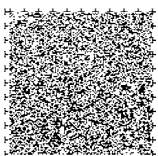
③ 関係団体・関係機関との連携について

- 団体間で共有した情報を、市や障害福祉サービス事業者に対しても共有できる機会が必要。
- 事業所連絡会の拡充や、市と社会福祉協議会等の関係機関との連携の質を向上させることで、事業者の底上げを図る必要がある。

(8) 市内の障害福祉サービス事業者の意見

① 地域のニーズの変化について

- 全体的に利用ニーズは増加傾向にある。
- 一部障害福祉サービスについては、長期的な利用希望者の増加や定員の問題から、新規の利用希望者を受け入れることが難しくなっている。
- 就労や訓練系の障害福祉サービスでは、特に精神障害のある人の利用ニーズが増加傾向にある。
- 利用者の高齢化や発達障害、医療的ケア等、支援の内容が多様化しており、障害福祉サービスの対応が追い付いていない事業所がある。

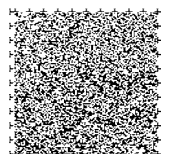


② 市内で不足している障害福祉サービスや支援について

- 障害のある人の対応が可能な居宅介護事業所が不足している。
- 日中活動の場が不足しており、事業所も限られているため、選択肢が少ない。
- 地域での活動の選択肢や支援体制が限られており、グループホームから自立して生活するための体制が不十分である。
- 親亡き後への対策として、在宅のうちから施設利用を促すための枠や仕組みが必要。
- ワンストップ[※]での相談対応を希望している市民に対する柔軟な相談対応や適切な情報・サービスへとつなげるための相談体制が必要。
- 児童発達支援事業所の拡充や、発達障害児に関する専門的な相談窓口が必要。

③ 障害福祉サービスの質の向上に向けて必要な取組について

- 市内の障害福祉サービス事業者間で地域の課題や情報を共有し、市や関係機関と協議を行うための仕組みが必要。
- 発達障害や高次脳機能障害など、専門性の高いニーズに対する支援方法等を共有するための仕組みが必要。
- 介助者の人材確保と育成に向け、障害福祉サービス事業所や法人の垣根を越えて、合同研修や施設見学等を実施することが必要。



【あ行】

●愛の手帳 (P.59・68)

国が定める療育手帳について、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるため交付される手帳です。全国的には療育手帳と呼ばれ、東京都では、18歳未満の人は児童相談所、18歳以上の人は東京都心身障害者福祉センターにて判定を受けた上で取得することができます。

●一般就労 (P.4・8・16・27・28)

障害福祉サービス事業所等で就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することなどを「一般就労」といいます。

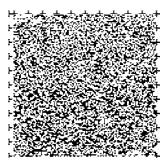
●医療的ケア (P.4・6・9・10・13・16・38・39・57・80)

口腔内や鼻腔内のたんの吸引や、鼻等から管を通して栄養剤を流し込む経管栄養等、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。

●親亡き後 (P.11・32・81)

障害のある人の介護を、その人の親が行っている場合において、親が先に亡くなった後の障害のある人の介護や財産の管理等を、不自由や不利益がないようにするための課題のことです。

親が健在なうちに、相談支援専門員や福祉施設等との相談を重ね、課題を一つずつ解決していくことが重要になります。



【か行】

●基幹相談支援センター (P.4・7・8・11・12・13・14・16・46・56・75・79)

障害のある人とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担う施設です。障害の種別や年齢にかかわらず様々な相談に対応するとともに、相談支援事業所との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を進めていきます。本市では、障害福祉課内と基幹相談支援センター・えぼっく（令和2年10月から）に基幹相談支援センターを設置しています。

●ケアマネジャー (P.14)

介護を必要とする人が、介護保険サービスを受けられるように、ケアプラン（サービス計画書）の作成や介護保険サービス事業所との調整を行う者のことです。

主に、居宅介護支援事業所や、特別養護老人ホーム等の施設、地域包括支援センター等に配置されています。

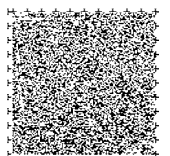
●権利擁護 (P.51)

福祉の分野において、英語の「Advocacy」（「擁護」や「支持」「唱道」等の意味を持つ）を日本語に置き換えたときに「権利擁護」という表現が用いられることがあります。

「権利擁護」という言葉の明確な定義はありませんが、一例としては、自分自身の思いや意見を他の人に伝えたり、主張したりすることが難しく、そのために社会生活を営む上で困難を抱えている人たちの意思を人や社会に伝えることや、そのための支援活動を指す場合があります。また、この考え方に基づくと、成年後見制度も「権利擁護」活動の一環と位置付けることができます。

●高次脳機能障害 (P.4・6・14・81)

病気や交通事故等、さまざまな原因によって脳に損傷を来たしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力等の認知機能や精神の障害を指します。失語症・記憶障害・注意障害・失認症（半側空間無視・身体失認）・失行症・地誌的障害・遂行機能障害・行動と情緒の障害等があり、身体上の障害とは異なり表面的には目立たず、また、障害のある人も意識しづらいために理解されづらいという特徴を持っています。外見からはわかりにくく、障害を知らない人から誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会復帰が困難な状況に置かれています。



【さ行】

●児童発達支援センター（P.4・7・9・10・16・37・75）

地域の障害のある子どもが通所により、日常生活における基本的動作の指導を受け、自立に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための療育を受ける施設です。児童発達支援センターの開設には、人員基準として嘱託医、児童指導員及び保育士、栄養士、調理員等の配置が示されているとともに、設備基準として指導訓練室、遊戯室等の設置が示されています。

また、施設の有する専門機能を生かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。

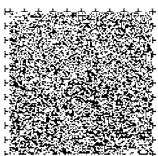
一方で、児童発達支援事業は、障害のある子どもやその家族に対する支援を行う、身近な療育の場として位置付けられます。

●社会的障壁（P.6）

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物（通行、利用しづらい施設、設備等）、②制度（利用しづらい制度等）、③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化等）、④観念（障害のある人への偏見等）等が挙げられます。

●重症心身障害児在宅レスパイト（P.10）

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児や障害のある子どもに対して、看護師がその家庭を訪問し、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュをしてもらうことを目的とした事業です。



●重症心身障害児（者）（P.4・9・10・16）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態の子どもを重症心身障害児といいます。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児（者）といいます。

●身体障害者手帳（P.59・66・67）

身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳です。指定医より「身体障害者診断書・意見書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口申請し、審査を経た上で障害等級が決定します。

●ステップアップ・プラン（P.7）

障害のある子ども又は発達が気になる子どもやその家族が地域で安心して暮らせることを目的に、本市における児童発達支援のあり方を整理した本市独自のプランです。

計画期間は、令和2年度から令和4年度までとして、本市における児童発達支援に関わる二一ズ、児童発達支援センターの検討等について取りまとめました。

●精神障害者保健福祉手帳（P.59・69）

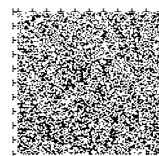
精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に交付される手帳です。精神疾患の診察をしている主治医・専門医に「診断書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口申請し、審査を経た上で障害等級が決定します。

●成年後見制度（P.51・83）

高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人に対して、代理権等を付与された後見人等が、障害のある人の意思を尊重しつつ障害のある人を保護（財産管理や身上監護）する制度です。

●相談支援専門員（P.14）

障害のある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいいます。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となっています。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要があります。



【た行】

●地域活動支援センター (P.7・8・11・12・16・25・45・46・56・57・60・75)

地域の実情に応じ、障害のある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う「Ⅰ型」、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、レクリエーション等を行う「Ⅱ型」、基礎的事業の実施に加え、障害のある人を通所させ創作的活動を行う「Ⅲ型」があります。

本市においては、保谷障害者福祉センター（主に身体障害のある人が対象）、地域活動支援センター・ハーモニー（主に精神障害のある人が対象）、地域活動支援センター・ブルーム（主に知的障害のある人が対象）が設置されており、各機関が連携の上、利用者からの相談に対応しています。

●地域共生社会（西東京市版地域共生社会） (P.1・4・5・12・50・51)

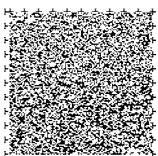
人口減少や少子高齢化をはじめとする社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度や分野による「縦割り」や、「支える側」「支えられる側」といった関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人や地域資源の様々なつながりを通じて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、それを実現する地域を創っていく社会のことです。

本市では、地域福祉計画の中で「西東京市版地域共生社会」を次のように定めています。

市に住み・活動する全ての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会のこと。

●地域自立支援協議会 (P.59・61・62・63)

地域の支援関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域の障害福祉サービス基盤の整備を着実に進めていく合議体です。



●地域生活支援拠点等 (P.4・7・9・11・12・15・45・46)

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人の地域での居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支える障害福祉サービス提供体制を構築するものです。

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、①「多機能拠点型」（グループホームや障害者支援施設あるいは基幹相談支援センター等に機能を集約）、②「面的整備型」（建物としての拠点は置かず、既存の障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して支援する）等の整備類型があります。

これまで、本市では、地域自立支援協議会において、「面的整備型」の方策について検討を重ねてきたところです。国より、令和2年度末までの整備が求められていましたが、本市では令和3年度からの段階的な実施に向けて検討を行っています。

●地域包括ケアシステム (P.8・12・15)

高齢者が住み慣れた地域での自分らしい暮らしを人生の最期まで継続できるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等の必要な支援・サービスを一体的に利用できるように、地域の様々な資源が連携した包括的な支援・サービス提供体制のことで、

高齢者を対象とした介護保険・高齢者福祉分野において、全国的な取組が進んでおり、本市においても令和7年までの構築を目標としています。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」

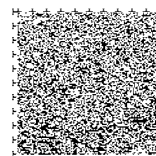
高齢福祉分野における地域包括ケアシステムの考え方を、精神障害のある人へのケアに応用した考え方で、精神障害のある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育を包括的に提供する体制のことで、

平成29年の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の報告書を受けて、「地域生活中心」という理念を軸としながら、精神障害のある人の一層の地域移行を進めるための地域づくりが重要となっています。

「全世代型地域包括ケアシステム」

高齢者に限らず、乳幼児から高齢者まで、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、あらゆる市民が適切なサービスを適切なタイミングで利用するための、相談からサービスまでの包括的な支援体制のことで、

「西東京市版地域共生社会」の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちづくりの実現を目指しています。



●通級指導学級 (P.59・72・73)

通常の学級に在籍する小学生が発音の改善のために通うことばの教室のことです。
中学校通級は、令和3年度から中学校特別支援教室となります（「特別支援教室」参照）。

●特別支援学級 (P.71・72・73)

障害のある児童・生徒に、少人数体制で指導し、自立生活、社会参加を目指し、主体的に生きる力を育てる指導を行う、市立小・中学校に設置された学級です。知的障害と自閉症・情緒障害のある児童・生徒を対象とした学級があります。

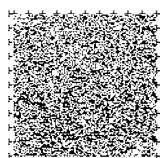
●特別支援学校 (P.29・60・61・74・80)

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）が、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育課程を履修するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身に付けることを目的とした学校です。

●特別支援教室 (P.59・72・73)

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする主に発達障害のある子どもを対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室です。

本市では、巡回指導教員が在籍校に巡回し、児童・生徒が週1回通い、個別課題に取り組むため、全ての小学校に設置している「L教室」と全ての中学校に設置している「中学L教室」、児童・生徒が週1回通い、小集団指導によるコミュニケーションや対人関係など社会性を養うため、拠点校に設置している小学校の「S教室」と中学校の「中学S教室」があります。



【な行】

●西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー (P.50)

障害の種別にかかわらず、市内に居住する障害のある人の自立と社会参加を促進するための地域の活動拠点等です。基幹相談支援センター・えぽっく、就労支援センター・一歩、地域活動支援センター・ハーモニーに加え、生活介護事業所を設置しているほか、情報コーナーや会議室等を備えています。

●日中サービス支援型指定共同生活援助 (P.11)

障害のある人の重度化・高齢化に対応するために、創設された共同生活援助（グループホーム）の新たな類型で、短期入所を併設して、地域で生活する障害のある人の緊急一時的な宿泊の場を提供することで、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

【は行】

●発達障害 (P.4・6・9・10・12・13・57・59・80・81)

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、人とのコミュニケーションや関わりに難しさが生じることがある ASD（自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群）、必要なことに注意を向けることや、じっとしていることが苦手な ADHD（注意欠如の多動性障害）、文字の読み書きや計算が苦手な LD（学習障害）があります。

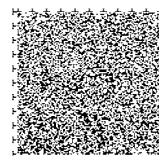
発達障害の障害者手帳はなく、知的障害のある場合は愛の手帳（療育手帳）を、知的障害のない場合は精神障害者保健福祉手帳を取得することができます。

●ピアカウンセリング (P.10・51)

同じような立場・境遇にある人同士が、対等な立場で悩みや不安を話し合い、お互いの話に共感し合いながら解決策を見付けていくための手法です。

本市では、就学前から高校生の保護者を対象として、障害のある子どもを育てている相談員が相談を受けています。診断はまだついていなくても、子どもの発達に心配がある人の相談もお受けします。

子育てや学校生活についてなど、同じ立場からお話を聞き、一緒に考えます。



●ペアレントメンター (P.10)

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定の研修を受けている保護者のことです。保護者に対し、自身の経験を踏まえた共感性のある相談支援（地域資源についての情報提供等）を行うことができます。

【ら行】

●ライフステージ (P.1)

人の一生のうち、年代に伴い変化していく段階のことです。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に分けられます。

●療育 (P.37・39・59)

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことを指します。

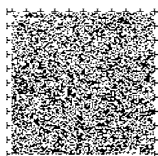
●レスパイト (P.7)

「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、障害福祉サービス等を利用している間、介護をしている家族等が一時的に介護から解放され、休息を取れるような支援を行うことを指します。

【わ行】

●ワンストップ (P.81)

一つの窓口等で、あらゆる種類のサービスや相談に応じることができ、利用者の利便性が高いサービス形態を指します。



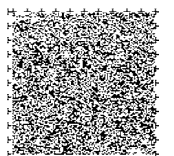
【アルファベット】

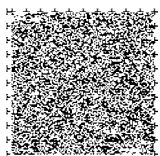
●ICT (P.12)

インターネット等の情報通信技術を活用したコミュニケーションや情報収集のことを指します。パソコンによるホームページの閲覧や、スマートフォンやタブレットでのアプリケーションの活用等、ICTを活用したツールは多岐にわたります。

●PDCA サイクル (P.15・58)

Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Action (改善) を繰り返し、業務を改善していく手法です。





第6期西東京市障害福祉計画・
第2期西東京市障害児福祉計画

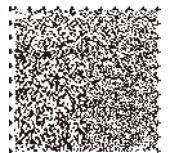
令和3年3月

発行 西東京市健康福祉部障害福祉課
〒188-8666
東京都西東京市南町5-6-13
電話 042-464-1311 (代表)

表紙・裏表紙の絵は、以下の方々が作成した作品です。

表紙 作品名：笑顔 作者：佐野彩香さん

裏表紙 作品名：れいわ元年 作者：佐藤梨菜さん





西東京市

